- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を 行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、 地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

						実質収支額	i	
			会 計 名	平成28年度	平成29年度	平成30年度		令和2年度
			会 計 名 一般会計	444, 052	331, 257	413, 667	318, 506	455, 78
美			BO DO HI	111, 002	001, 201	110, 001	010,000	100, 70
質	l							
赤	般	一般会計						
字上	会	等に属す						
·L 枢	計	る特別会						
D	等	計						
草								
包								
色		•	合 計 (1)	444, 052	331, 257	413, 667	318, 506	455, 78
田			標準財政規模	6, 981, 727	6, 932, 805	7, 219, 384	7, 168, 434	7, 438, 48
		実	質赤字比率(%)		1	1	_	_
			(黒字の比率(%))	(6. 36%)	(4. 77%)	(5. 72%)	(4. 44%)	(6. 12%)
			営事業会計:除く公営企業)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
		五川石(公	当年未云司: 除く公呂正未) 宇美町国民健康保険特別会計	平成28年度 ▲ 11,721	平成29年度 ▲ 8,412	平成30年度	7 和 元 年 及 116,372	〒和2年度 5, 69
			宇美町後期高齢者医療特別会計	17, 168	23, 792	19, 507	20, 459	20, 85
	_ én	ᄉᆗᄷᇄ	1 人可 医利用邮户 区积 可测式计	17, 100	25, 192	19, 507	20, 439	20, 00
	一形	会計等以 特別会計						
		ち公営企						
連	業に	係る特別						
結	会計	以外の会						
実	計							
質								
赤字								
比					겉	【金不足・剰気	· 新	
率		会	計名(公営企業会計)	平成28年度	平成29年度	平成30年度		令和2年度
率の		会	宇美町上水道事業会計	401, 369	平成29年度 466, 674			
率の算		会			平成29年度	平成30年度	令和元年度	
率の算定	法		宇美町上水道事業会計	401, 369	平成29年度 466, 674	平成30年度 488,616	令和元年度 501,006	
率の算定	法適	会 宅地造成 事業以外	宇美町上水道事業会計	401, 369	平成29年度 466, 674	平成30年度 488,616	令和元年度 501,006	
率の算定範囲	法適用の	宅地造成	宇美町上水道事業会計	401, 369	平成29年度 466, 674	平成30年度 488,616	令和元年度 501,006	
率の算定範囲	企	宅地造成	宇美町上水道事業会計	401, 369	平成29年度 466, 674	平成30年度 488,616	令和元年度 501,006	
率の算定範囲	法適用企業	宅地造成 事業以外	宇美町上水道事業会計	401, 369	平成29年度 466, 674	平成30年度 488,616	令和元年度 501,006	
率の算定	企	宅地造成事業以外宅地造成	宇美町上水道事業会計	401, 369	平成29年度 466, 674	平成30年度 488,616	令和元年度 501,006	
資金下足比率の算 定範囲	企	宅地造成 事業以外	宇美町上水道事業会計	401, 369	平成29年度 466, 674	平成30年度 488,616	令和元年度 501,006	
資金下足比率の算 定範囲	企	宅地造成事業以外宅地造成	宇美町上水道事業会計	401, 369	平成29年度 466, 674	平成30年度 488,616	令和元年度 501,006	
資金下足比率の算定範囲	企	宅地造成事業以外宅地造成	宇美町上水道事業会計	401, 369	平成29年度 466, 674	平成30年度 488,616	令和元年度 501,006	
資金下足比率の算 定範囲	企業	宅地造成 事業以外 宅地造成 事業	宇美町上水道事業会計	401, 369	平成29年度 466, 674	平成30年度 488,616	令和元年度 501,006	
資金下足比率の算定範囲へ	企業 法	宅地造成 事業 宅地造成 宅地業	宇美町上水道事業会計	401, 369	平成29年度 466, 674	平成30年度 488,616	令和元年度 501,006	
資金下足比率の算定範囲 (会)	企業 法非	宅地造成 事業以外 宅地造成 事業	宇美町上水道事業会計	401, 369	平成29年度 466, 674	平成30年度 488,616	令和元年度 501,006	
資金下足比率の算定範囲へ	企業	宅地造成 事業 宅地造成 宅地業	宇美町上水道事業会計	401, 369	平成29年度 466, 674	平成30年度 488,616	令和元年度 501,006	
資金下足比率の算定範囲(会計	企業 法非適用企	宅地造成 事業 宅地造成 宅地業	宇美町上水道事業会計	401, 369	平成29年度 466, 674	平成30年度 488,616	令和元年度 501,006	
資金下足比率の算定範囲(会計	企業	宅地造成 事業 宅地造成 宅地業	宇美町上水道事業会計	401, 369	平成29年度 466, 674	平成30年度 488,616	令和元年度 501,006	
資金下足比率の算定範囲(会計	企業 法非適用企	宅地造成外 宅地業 宅地業 宅地業 名 本 本 本 本 本 本 本 、 本 、 た 、 た 、 た 、 た 、 り 、 り 、 り 、 り 、 り 、 り	宇美町上水道事業会計	401, 369	平成29年度 466, 674	平成30年度 488,616	令和元年度 501,006	
資金下足比率の算定範囲(会計	企業 法非適用企	宅地造成 事業 宅地造成 宅地業	宇美町上水道事業会計	401, 369	平成29年度 466, 674	平成30年度 488,616	令和元年度 501,006	
資金下足比率の算定範囲(会計	企業 法非適用企	宅事 宅事 宅事 宅事 宅地	宇美町上水道事業会計	401, 369	平成29年度 466, 674	平成30年度 488,616	令和元年度 501,006	
資金下足比率の算定範囲(会計	企業 法非適用企	宅事 宅事 宅事 宅事 宅事	宇美町上水道事業会計宇美町流域関連公共下水道事業会計	401, 369 69, 279	平成29年度 466, 674 48, 182	平成30年度 488, 616 0	令和元年度 501,006 0	510, 4
資金下足比率の算定範囲(会計	企業 法非適用企	宅事 宅事 宅事 宅事 宅事	字美町上水道事業会計字美町流域関連公共下水道事業会計	920, 147	平成29年度 466, 674 48, 182	平成30年度 488, 616 0	令和元年度 501,006 0	992, 74
資金下足比率の算定範囲(会計	企業 法非適用企	宅事 宅事 宅事 宅事 电常 电	字美町上水道事業会計字美町流域関連公共下水道事業会計字美町流域関連公共下水道事業会計	401, 369 69, 279	平成29年度 466, 674 48, 182	平成30年度 488, 616 0	令和元年度 501,006 0	992, 74
資金下足比率の算定範囲(会計	企業 法非適用企	宅事 宅事 宅事 宅事 电	字美町上水道事業会計字美町流域関連公共下水道事業会計	920, 147	平成29年度 466, 674 48, 182	平成30年度 488, 616 0	令和元年度 501,006 0	令和2年度 510, 41 510, 41 992, 74 7, 438, 48 — (13, 34%)

- ・一般会計等:地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模:標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額:当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額:公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合:基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合:基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業:地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を 行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、 地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

						実質収支額		(単位:十円
			会 計 名	平成28年度	平成29年度		令和元年度	令和2年度
			会 計 名 一般会計	230, 514	123, 124	50, 777	541, 657	631, 14
	 —							
	般	一般会計						
	会	等に属す						
	計等	る特別会						
	寺	計						
	-		<u></u> 合 計 (1)	230, 514	123, 124	50, 777	541, 657	631, 1
			<u>□ </u>	6, 133, 520	5, 931, 075	6, 013, 675	6, 012, 189	6, 306, 1
		生		0, 133, 320 	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	0, 300, 1
				(0. 75%)	— (0, 07%)	(0.04%)	<u> </u>	(10, 00%)
			(黒字の比率(%))	(3. 75%)	(2. 07%)	(0. 84%)	(9.00%)	(10. 00%)
		会計名(公	営事業会計:除く公営企業)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	1		国民健康保険特別会計	▲ 124, 569	▲ 141, 116		▲ 84, 483	▲ 17, 0
	1		後期高齢者医療特別会計	2, 400	3, 845	13, 407	2, 148	1, 6
		会計等以						
	外の	特別会計 ち公営企						
連	単に	ら公呂正 係る特別						
結		以外の会						
実	計							
実質赤								
赤								
字比					¥	そを不足・剰 利	金額	
率		会	計名(公営企業会計)	平成28年度	平成29年度			令和2年度
の			水道事業会計	527, 971	546, 189	523, 300	580, 385	612, 0
算			流域関連公共下水道事業会計	116, 062	136, 202	179, 993	181, 094	229, 7
た	>-							
箭	法	字地浩成						
定範囲		宅地造成 事業以外						
範囲	法適用企							
範囲	────────────────────────────────────							
範囲	企	事業以外						
範囲	企	事業以外宅地造成						
囲	企	事業以外						
囲	企	事業以外宅地造成						
囲	企	事業以外宅地造成						
囲	企業	事業以外 宅地造成 宅地造成 宅地造成						
囲	企業 法非	事業以外 宅地造成 事業						
囲	企業 法非適	事業以外 宅地造成 宅地造成 宅地造成						
範囲	企業	事業以外 宅地造成 宅地造成 宅地造成						
範囲	企業 法非適用企	事業以外 宅地造成 宅地造成 宅地造成	你 雨 北 4 b (7 立 樂 (2 sta 2 b) 株 市 米 4 + 1 st 7 + 2 st				A 100 001	
囲	企業	事業以外 宅地造成 事業 宅地造成外	篠栗北地区産業団地整備事業特別会計		0	0	▲ 136, 021	
囲	企業 法非適用企	事業以外 宅事業 宅事業 宅事業 宅地 定成外	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		0		▲ 136, 021	
範囲	企業 法非適用企	事業以外 宅地造成 事業 宅地造成外	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		0		▲ 136, 021	
囲	企業 法非適用企	事業以外 宅事業 宅事業 宅事業 宅地 定成外	篠栗北地区産業団地整備事業特別会計		0	0		
囲	企業 法非適用企	事業以外 定事 地業 地業 地業 地業	合 計 (2)	752, 378	668, 244	647, 266	1, 084, 780	
囲	企業 法非適用企	事業 宅事 宅事 宅事	合 計 (2) 標準財政規模					
囲	企業 法非適用企	事業 宅事 宅事 宅事 宅事	合 計 (2)	752, 378	668, 244	647, 266	1, 084, 780	1, 457, 4 6, 306, 1 — (23, 11%)

- ・一般会計等:地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模:標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額:当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額:公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合:基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合:基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業:地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

- 〇 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を 行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、 地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

					_				(単位:千円)
	Ⅱ∟						実質収支額		
	Ⅱ∟			会計名	平成28年度	平成29年度	平成30年度		令和2年度
宝		L		一般会計	434, 261	493, 951	509, 434	327, 657	836, 348
実質赤字比				住宅新築資金等貸付事業特別会計	12, 640	12, 543	12, 423	12, 447	12, 391
赤		-		公共施設公益施設整備拡充基金特別会計	0	0	0	0	(
字		般	一般会計						
ĿŁ.			等に属す						
率			る特別会						
の		等	計						
算									
算定範	IL								
範			1	合計 (1)	446, 901	506, 494	521, 857	340, 104	848, 739
囲				標準財政規模	8, 384, 002	8, 509, 936	8, 598, 807	8, 596, 701	9, 048, 18 ⁻
			実	質赤字比率(%)	_	-	_	_	_
				黒字の比率(%))	(5. 33%)	(5. 95%)	(6. 06%)	(3. 95%)	(9. 38%)
_	-								
	IL	1	尝計名(公	営事業会計:除く公営企業)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
				国民健康保険特別会計	▲ 96, 193	▲ 76, 910	▲ 48, 782	41, 900	40, 353
				後期高齢者医療特別会計	23, 966	25, 074	26, 860	26, 849	26, 349
			会計等以						
	5	ሉ ወ!	特別会計						
	_	のう	ち公営企						
連			系る特別						
結		会計.	以外の会						
美		H							
具	₹ =								
美質 赤	r Z								
上						貨	金不足・剰気	余額	
率	22		会記	十名(公営企業会計)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
σ_{i}				水道事業会計	1, 872, 364	1, 868, 052	1, 901, 849	1, 905, 461	1, 908, 510
算	1			流域関連公共下水道事業会計	610, 867	655, 027	721, 353	790, 151	855, 765
資金工	Ĕ	法	宅地造成						
金甲田	티		七地坦成 事業以外						
不		用	テネタバ						
足									
		企							
比		業							
平の		業	宅地造成						
資金不足比率の質		業	宅地造成 事業						
応率の算定		業							
に率の 算定節		業							
算 定 範		業							
算定範囲	-	業	事業 宅地造成						
算定範囲	_	業	事業						
算定範囲		業 法非適	事業 宅地造成						
算 定 範	_	業 法非適用	事業 宅地造成						
算定範囲	-	業 法非適用企	事業 宅地造成						
算定範囲	-	業 法非適用	事業 宅地造成						
算定範囲	-	業 法非適用企業	事業 宅地造成 事業以外 宅地造成						
算定範囲	-	業 法非適用企業	事業 宅地造成 事業以外						
算定範囲	-	業 法非適用企業	事業 宅地造成 事業以外 宅地造成						
算定範囲	-	業 法非適用企業	事業 宅地造成外 宅地造成 主地造成			0.077.767	0.100.167		
算定範囲	-	業 法非適用企業	事業 宅地造成外 宅地造成 主地造成	計 (2)	2, 857, 905	2, 977, 737	3, 123, 137	3, 104, 465	
算定範囲	-	業 法非適用企業	事業 宅事業 宅事業 宅業	標準財政規模	2, 857, 905 8, 384, 002	2, 977, 737 8, 509, 936	3, 123, 137 8, 598, 807	3, 104, 465 8, 596, 701	
算定範囲	-	業 法非適用企業	事業 宅事 宅事 宅事 産業 産業 産業 産業 産業 産業 産業 産業 産業						3, 679, 722 9, 048, 181 — (40. 66%)

- ・一般会計等:地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模:標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額: 当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額:公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合:基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合:基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業:地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を 行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、 地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

	_								(単位:千円)
				A =1 6			実質収支額		A
			ı	会計名	平成28年度		平成30年度		令和2年度
実				一般会計	259, 298	339, 664	371, 801	409, 019	416, 307
実質赤字比									
赤		ėn.	机人品						
字		般会	一般会計 等に属す						
比		計	寺に属り る特別会						
率の		等	計						
質									
定									
算定範			•	合 計 (1)	259, 298	339, 664	371, 801	409, 019	416, 307
囲				標準財政規模	5, 508, 646	5, 535, 790	5, 552, 664	5, 593, 250	5, 878, 925
			実	質赤字比率(%)					—
				(黒字の比率(%))	(4. 70%)	(6. 13%)	(6. 69%)	(7. 31%)	(7. 08%)
	Ш								
			会計名(公	営事業会計:除く公営企業)	平成28年度		平成30年度		令和2年度
				国民健康保険特別会計 後期高齢者医療特別会計	4, 655	5, 417	6, 116	66, 033	6, 877
		4	A =1 44	该别向即任区综行 列云司	14, 418	15, 839	16, 247	18, 001	17, 985
			会計等以 特別会計						
		から	付別云町 ち公営企						
ì	車	業に	係る特別						
有	洁	会計	以外の会						
9	実	計							
1	質								
3	赤 字								
	土					ř	【金不足・剰余	·額	
2	率		会	計名(公営企業会計)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	カ			水道事業会計	354, 831	427, 802	433, 966	486, 649	590, 749
	算								
資	定節	法	宅地造成						
金	用	適用	事業以外						
	-	用							
正比		企業							
資金不足比率の		木	chuk 사 수						
の			宅地造成 事業						
算定			デ木	公共下水道事業特別会計	6, 875	12, 632	8, 844	6, 753	6, 735
				農業集落排水事業特別会計	3, 418			3, 895	3, 051
範 囲				accidental and a first facility and a	0, 110	2, 000	3, 333	0, 000	0, 001
		法	宅地造成						
(会 計 別)		非	事業以外						
計		適							
別		用							
		企							
		業							
			宅地造成						
			事業						
ШΙ									
	ا			合 計 (2)	643, 495	804, 334	840, 324	990, 350	1, 041, 704
				標準財政規模	5, 508, 646	5, 535, 790	5, 552, 664	5, 593, 250	5, 878, 925
			連結	実質赤字比率(%)			_		_
				i実質赤字比率(%) ^{(黒字の比率(%))}	(11. 68%)	— (14. 52%)	— (15. 13%)	— (17. 70%)	— (17. 71%)

- ・一般会計等:地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模:標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額: 当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額:公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合:基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合:基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業:地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

- 〇 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を 行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 〇 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、 地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

_								
			A =1 /2			実質収支額		A 7 - 0 - -
	-		会計名	平成28年度		平成30年度		令和2年度
			一 般会計 住宅新築資金等貸付事業特別会計	334, 756	346, 659	382, 119 30	290, 459	351, 3
			相島診療所事業特別会計	6 2, 475	110 1, 459	1, 458	20 2, 322	1, 9
	én.	47 4 -1		2, 4/5	1, 459	1, 458	2, 322	1, 9
	般	一般会計						
	会計	等に属す る特別会						
		計						
	1	P.I						
			合 計 (1)	337, 237	348, 228	383, 607	292, 801	353, 3
	-		<u>□</u>	6, 153, 193	6, 218, 156	6, 340, 417	6, 365, 347	6, 747, 2
		-		0, 155, 195	0, 210, 130	0, 340, 417	0, 300, 347	0, 747, 2
			質赤字比率(%)					
			(黒字の比率(%))	(5. 48%)	(5. 60%)	(6. 05%)	(4. 59%)	(5. 23%)
		会計名(公	営事業会計:除く公営企業)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
			国民健康保険特別会計	14, 128	8, 323	11, 290	11, 235	32, 4
			後期高齢者医療特別会計	2, 655	3, 114	2, 648	2, 523	5, 4
		会計等以			2, 111			
		特別会計						
	のう	ち公営企						
連	業に	係る特別						
結	会計	以外の会						
実	計							
実質も								
赤								
赤字					ř	・ 利力	全額	
赤字比率		会	計名(公営企業会計)	平成28年度		T金不足・剰気 平成30年度		令和2年度
赤字比率の	E	会	水道事業会計	平成28年度 1,002,314				令和2年度 1,045,6
赤字比率の算		会			平成29年度	平成30年度	令和元年度	
赤字比率の算	法		水道事業会計		平成29年度	平成30年度 1,041,279	令和元年度 1,055,894	1, 045, 6
赤字比率の算	法適	宅地造成	水道事業会計		平成29年度	平成30年度 1,041,279	令和元年度 1,055,894	1, 045, 6
赤字比率の	法適用		水道事業会計		平成29年度	平成30年度 1,041,279	令和元年度 1,055,894	1, 045, 6
赤字比率の算	企	宅地造成	水道事業会計		平成29年度	平成30年度 1,041,279	令和元年度 1,055,894	1, 045, 6
赤字比率の算	法適用企業	宅地造成事業以外	水道事業会計		平成29年度	平成30年度 1,041,279	令和元年度 1,055,894	1, 045, 6
赤字比率の算	企	宅地造成事業以外宅地造成	水道事業会計		平成29年度	平成30年度 1,041,279	令和元年度 1,055,894	1, 045, 6
赤字比率の算	企	宅地造成事業以外	水道事業会計 公共下水道事業会計	1, 002, 314	平成29年度 986, 758 -	平成30年度 1,041,279 135,878	令和元年度 1, 055, 894 163, 406	1, 045, 0 219,
赤字比率の算	企	宅地造成事業以外宅地造成	水道事業会計 公共下水道事業会計 簡易水道事業特別会計	1, 002, 314	平成29年度 986, 758 	平成30年度 1,041,279 135,878	令和元年度 1, 055, 894 163, 406	1, 045, 0
赤字比率の算	企	宅地造成事業以外宅地造成	水道事業会計 公共下水道事業会計 簡易水道事業特別会計 渡船事業特別会計	1, 002, 314 	986, 758 986, 758 ————————————————————————————————————	平成30年度 1,041,279 135,878	令和元年度 1, 055, 894 163, 406	1, 045, 219,
赤字比率の算	企業	宅地造成事業以外 宅地造成事業	水道事業会計 公共下水道事業会計 簡易水道事業特別会計 渡船事業特別会計 公共下水道事業特別会計	1, 002, 314 	986, 758 986, 758 	平成30年度 1,041,279 135,878 	令和元年度 1, 055, 894 163, 406 1, 075 1, 075 12, 357	1, 045, 219, 3,
赤字比率の算	企業 法	宅地造成 事業 宅地造成 宅地業	水道事業会計 公共下水道事業会計 簡易水道事業特別会計 渡船事業特別会計	1, 002, 314 	986, 758 986, 758 ————————————————————————————————————	平成30年度 1,041,279 135,878	令和元年度 1, 055, 894 163, 406	1, 045, 219,
赤字比率の算	企業 法非	宅地造成事業以外 宅地造成事業	水道事業会計 公共下水道事業会計 簡易水道事業特別会計 渡船事業特別会計 公共下水道事業特別会計	1, 002, 314 	986, 758 986, 758 	平成30年度 1,041,279 135,878 	令和元年度 1, 055, 894 163, 406 1, 075 1, 075 12, 357	1, 045, 219,
赤字比率の算	企業 法非適	宅地造成 事業 宅地造成 宅地業	水道事業会計 公共下水道事業会計 簡易水道事業特別会計 渡船事業特別会計 公共下水道事業特別会計	1, 002, 314 	986, 758 986, 758 	平成30年度 1,041,279 135,878 	令和元年度 1, 055, 894 163, 406 1, 075 1, 075 12, 357	1, 045, 219,
赤字比率の算	企業	宅地造成 事業 宅地造成 宅地業	水道事業会計 公共下水道事業会計 簡易水道事業特別会計 渡船事業特別会計 公共下水道事業特別会計	1, 002, 314 	986, 758 986, 758 	平成30年度 1,041,279 135,878 	令和元年度 1, 055, 894 163, 406 1, 075 1, 075 12, 357	1, 045, 219, 3,
赤字比率の算	企業 法非適用企	宅地造成 事業 宅地造成 宅地業	水道事業会計 公共下水道事業会計 簡易水道事業特別会計 渡船事業特別会計 公共下水道事業特別会計	1, 002, 314 	986, 758 986, 758 	平成30年度 1,041,279 135,878 	令和元年度 1, 055, 894 163, 406 1, 075 1, 075 12, 357	1, 045, 219, 3,
赤字比率の算	企業	宅地造成外 宅地造成 字地造成 字地造成 字地造成外	水道事業会計 公共下水道事業会計 簡易水道事業特別会計 渡船事業特別会計 公共下水道事業特別会計	1, 002, 314 	986, 758 986, 758 	平成30年度 1,041,279 135,878 	令和元年度 1, 055, 894 163, 406 1, 075 1, 075 12, 357	1, 045, 6 219,
赤字比率の算	企業 法非適用企	宅事 宅事 宅事 宅事 宅地 進成外 成 成外 成 成外 成 成 成 成 成 成 成 成 成 成	水道事業会計 公共下水道事業会計 簡易水道事業特別会計 渡船事業特別会計 公共下水道事業特別会計	1, 002, 314 	986, 758 986, 758 	平成30年度 1,041,279 135,878 	令和元年度 1, 055, 894 163, 406 1, 075 1, 075 12, 357	1, 045, 6 219, 1
赤字比率の算	企業 法非適用企	宅地造成外 宅地造成 字地造成 字地造成 字地造成外	水道事業会計 公共下水道事業会計 簡易水道事業特別会計 渡船事業特別会計 公共下水道事業特別会計	1, 002, 314 	986, 758 986, 758 	平成30年度 1,041,279 135,878 	令和元年度 1, 055, 894 163, 406 1, 075 1, 075 12, 357	1, 045, 6 219,
赤字比率の算	企業 法非適用企	宅事 宅事 宅事 宅事 宅地 進成外 成 成外 成 成外 成 成 成 成 成 成 成 成 成 成	水道事業会計 公共下水道事業会計 簡易水道事業特別会計 渡船事業特別会計 公共下水道事業特別会計	1, 002, 314 	986, 758 986, 758 	平成30年度 1,041,279 135,878 	令和元年度 1, 055, 894 163, 406 1, 075 1, 075 12, 357	1, 045, 6 219, 1
赤字比率の算	企業 法非適用企	宅事 宅事 宅事 宅事 宅事	水道事業会計 公共下水道事業会計 簡易水道事業特別会計 渡船事業特別会計 公共下水道事業特別会計	1, 002, 314 	<u> </u>	平成30年度 1,041,279 135,878 	令和元年度 1, 055, 894 163, 406 1, 075 1, 075 12, 357	1, 045, 6 219, 1
赤字比率の算	企業 法非適用企	宅事 宅事 宅事 宅事 宅事	水道事業会計 公共下水道事業会計 簡易水道事業特別会計 渡船事業特別会計 公共下水道事業特別会計 相島漁業集落環境整備事業特別会計	1, 002, 314 	986, 758 986, 758 - - - - - - - - - - - - - - - - -	平成30年度 1,041,279 135,878 1,504 18,261 - 738	令和元年度 1, 055, 894 163, 406 1, 075 1, 075 12, 357 - 722	1, 045, 6 219, 1
赤字比率の算	企業 法非適用企	宅事 宅事 宅事 宅事	水道事業会計 公共下水道事業会計 簡易水道事業特別会計 渡船事業特別会計 公共下水道事業特別会計 相島漁業集落環境整備事業特別会計	1, 002, 314 	平成29年度 986, 758 	平成30年度 1,041,279 135,878 	令和元年度 1, 055, 894 163, 406 1, 075 12, 357 - 722 1, 540, 013	1, 045, 6

- ・一般会計等:地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模:標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額:当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額:公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合:基本的に流動負債の額から流動資産の 額を控除した額、法非適用企業の場合:基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業:地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を 行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、 地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

									(単位:千円)
	Ш			A =1 b			実質収支額		A 7-0 - 7-
	H			会 計 名 一般会計	平成28年度 468, 190		平成30年度		令和2年度
実				一波玄削	400, 190	513, 975	308, 839	130, 645	323, 910
実質赤		_							
赤		般	一般会計						
字比		会	等に属す						
率		計	る特別会						
の		等	計						
算定範	Ш								
亜	Ш		•	合計 (1)	468, 190	513, 975	308, 839	130, 645	323, 910
[21]	Н		_	標準財政規模	2, 792, 718	2, 893, 810	2, 942, 545	2, 969, 431	3, 126, 051
	Ш			· 質赤字比率(%)		_	<u> </u>		_
			ı	(黒字の比率(%))	(16. 76%)	(17. 76%)	(10. 49%)	(4. 39%)	(10. 36%)
			会計名(公	営事業会計:除く公営企業)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
				国民健康保険特別会計	32, 904	4, 637	10, 312	28, 294	18, 591
				後期高齢者医療特別会計	5, 017	5, 708	5, 231	5, 657	5, 167
			会計等以						
		外の	特別会計						
ĭ	由	のつ	ち公営企 係る特別						
糸			以外の会						
5	丰	計							
質	質								
Į.	示 字								
	比					省	【金不足・剰余	·····································	
22	率		会	計名(公営企業会計)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	カ			水道事業会計	388, 057	443, 063	487, 425	515, 343	553, 124
筝				下水道事業会計			_	102, 344	12, 491
	÷I			「小坦尹未云山	_	_		102, 344	12, 101
資	包	法	宅地造成	1. 小但事未云日	_	_		102, 344	12, 101
資金不	定範囲	法適品	宅地造成 事業以外		_	_		102, 344	12, 101
資金不足	定範囲	適用			_	_		102, 344	12, 101
資金不足比	全節 用	法適用企業			_	_		102, 344	12, 101
資金不足比率	定	適用企	事業以外	17.70世末五日		_		102, 344	12, 101
並不足比率の	定 范 田	適用企		1. 小臣事未云日				102, 344	12, 101
並不足比率の	定範 囲	適用企	事業以外 宅地造成	下水道事業特別会計	6, 859	14, 138	48, 124	102, 344	-
亜不足比率の算定	定范 用	適用企	事業以外 宅地造成		6, 859	14, 138	48, 124	102, 344	-
亜不足比率の算定範	全範囲	適用企	事業以外 宅地造成 事業		6, 859	14, 138	48, 124	102, 344	-
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	全范围	適用企業 因 法	事業以外 宅地造成 宅地造成		6, 859	14, 138	48, 124	102, 344	-
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	定范用	適用企業 法非	事業以外 宅地造成 事業		6, 859	14, 138	48, 124	102, 344	-
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	定范 用	適用企業 因 法非適	事業以外 宅地造成 宅地造成		6, 859	14, 138	48, 124	102, 344	-
・ 不足比率の算定範	包含用	適用企業 法非適用	事業以外 宅地造成 宅地造成		6, 859	14, 138	48, 124	102, 344	-
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	定态 用	適用企業 因 法非適	事業以外 宅地造成 宅地造成	下水道事業特別会計					-
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	定范 用	適用企業 法非適用企	事業以外 宅地造成 事業 宅地造成外		6, 859	14, 138	48, 124	43, 084	33, 741
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	包括 电子电子 电子电子电子电子电子电子电子电子电子电子电子电子电子电子电子电子电	適用企業 法非適用企	事業以外 宅地造成 宅地造成	下水道事業特別会計					-
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	全疮用	適用企業 法非適用企	事業以外 宅事 宅事業 宅事業 宅事業 宅地 造成 成外	下水道事業特別会計					-
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	全範囲	適用企業 法非適用企	事業以外成成 一	下水道事業特別会計 草場地区再開発事業特別会計	1, 030	1, 777	4, 057	43, 084	33, 741
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	全范用	適用企業 法非適用企	事業以外成成 一	下水道事業特別会計 草場地区再開発事業特別会計 合 計 (2)	1, 030	1, 777	4, 057	43, 084	33, 741
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	全范围	適用企業 法非適用企	事 宅事 宅事 宅事 宅事	下水道事業特別会計 草場地区再開発事業特別会計 合計(2) 標準財政規模	1, 030	1, 777	4, 057	43, 084	33, 741
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	全范围	適用企業 法非適用企	事 宅事 宅事 宅事 宅事 建結	下水道事業特別会計 草場地区再開発事業特別会計 合 計 (2)	1, 030	1, 777	4, 057	43, 084	33, 741

- ・一般会計等:地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模:標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額:当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額:公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合:基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合:基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業:地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を 行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、 地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

					実質収支額		(単位:十円
		会 計 名	平成28年度			令和元年度	令和2年度
		一般会計	530, 647	473, 731	356, 460	352, 847	547, 2
		住宅新築資金等貸付事業特別会計	423	710	901	337	3
般	一般会計						
会	等に属す						
計等	る特別会 計						
ग	ĀT						
Ⅱ⊢		<u></u> 合 計 (1)	531, 070	474, 441	357, 361	353, 184	547, 5
			8, 534, 584	8, 566, 967	8, 721, 150	8, 683, 717	9, 147, 4
	集	質赤字比率(%)	_	_	_	_	
		(黒字の比率(%))	(6. 22%)	(5. 53%)	(4. 09%)	(4. 06%)	(5. 98%)
		営事業会計:除く公営企業)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
Ⅱ⊢	五前石(五	国民健康保険特別会計 国民健康保険特別会計	10, 268	平成29年及 14,074	平成30年度	▼和元年度 ▲ 1,335	→ M2 47 13
		後期高齢者医療特別会計	27, 820	26, 945	28, 084	27, 881	26, 3
<u> </u>	t会計等以	介護保険特別会計(保険事業勘定)	68, 470	80, 063	115, 823	125, 176	112,
	(云町寺以)特別会計	介護保険特別会計(介護サービス勘定)	1, 583	634	1, 114	270	112,
のき	ち公営企		1,11				
連業に	係る特別						
結合	以外の会						
実 計							
実 質 赤							
字							
比 率	쇼:	計名(公営企業会計)	平成28年度	平成29年度	そをで足・剰会 で成30年度		令和2年周
。 の		水道事業会計	1, 160, 427	1, 348, 568	1, 397, 975	1, 372, 769	1, 479, 8
算		流域関連公共下水道事業会計	594, 976	635, 527	761, 380	858, 077	918,
定憲法	宅地造成						
1E	事業以外						
II /FI	T						
企業							
*	chuk Wr ch						
	宅地造成 事業						
	* *						
法	宅地造成						
非	宅地造成 事業以外						
非適							
非適用							
非適用企							
非適用	事業以外						
非適用企	事業以外 宅地造成						
非適用企	事業以外						
非適用企	宅地造成事業						
非適用企	宅地造成事業	合 計 (2)	2, 394, 614	2, 580, 252	2, 591, 166	2, 736, 022	
非適用企	宅地造成事業	標準財政規模	2, 394, 614 8, 534, 584	2, 580, 252 8, 566, 967	2, 591, 166 8, 721, 150	2, 736, 022 8, 683, 717	
非適用企	事業以外 宅地造成事業 連結						2, 995, 2 9, 147, 4 — (32, 74%)

- ・一般会計等:地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模:標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額:当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額:公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合:基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合:基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業:地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を 行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、 地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

								(単位:千円)
	╙					実質収支額		
			会 計 名	平成28年度	平成29年度	平成30年度		令和2年度
+			一般会計	178, 642	190, 003	198, 540	220, 052	368, 595
実	H		給食センター特別会計	1, 966	2, 053	2, 053	2, 170	2, 055
質赤字比	I I —		地方独立行政法人芦屋中央病院貸付金特別会計	0	0	0	0	0
亦	般	一般会計						
1	会	等に属す						
率	計	る特別会						
の	等	計						
笛	11							
完								
算定範		1	合 計 (1)	180, 608	192, 056	200, 593	222, 222	370, 650
囲	l		<u>□</u> 標準財政規模	3, 660, 084	3, 673, 989	3, 694, 040	3, 832, 302	4, 030, 672
		-		3, 000, 004	<u>১, ৩/১, ৬০৬</u>	3, 094, 040	<u>3, 032, 302</u>	4, 030, 072
			質赤字比率(%)				<u> </u>	-
		((黒字の比率(%))	(4. 93%)	(5. 22%)	(5. 43%)	(5. 79%)	(9. 19%)
		合計タ(公	営事業会計:除く公営企業)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	\vdash	AN 11 (A)	国民健康保険特別会計	83,860	93, 281	千成30千度 63,777	27, 593	57, 910
	П		後期高齢者医療特別会計	5, 679	6, 628	7, 492	7, 916	7, 749
	Ш.			5, 6/9	0, 028	7, 492	7, 916	7, 748
		会計等以						
	 外の	特別会計						
\ 	100	ち公営企						
連	楽に	係る特別						
結束	計	り以外の会						
実質	AT							
具								
赤 字								
比					ě	そのでは、利力を	· 余額	
率		Δ:	ユタ (ハ巻入巻入土)					
		五	T名(公名正来会計 <i>)</i>	【半成28年度│	平成29年度	平成30年度	▍令和元年度▮	│ 令和2年度
の			計名(公営企業会計) 公共下水道事業会計	平成28年度 479.027	平成29年度 512.325	平成30年度 566,508		令和2年度 637,652
の算			公共下水道事業会計	479, 027	512, 325	566, 508	610, 618	637, 652
の算完								
の算完		宅地造成	公共下水道事業会計	479, 027	512, 325	566, 508	610, 618	637, 652
の算完			公共下水道事業会計	479, 027	512, 325	566, 508	610, 618	637, 652
の算完	法適用	宅地造成	公共下水道事業会計	479, 027	512, 325	566, 508	610, 618	637, 652
の算完		宅地造成	公共下水道事業会計	479, 027	512, 325	566, 508	610, 618	637, 652
の算完	法適用企	宅地造成 事業以外	公共下水道事業会計	479, 027	512, 325	566, 508	610, 618	637, 652
の算定範囲	法適用企	宅地造成事業以外	公共下水道事業会計	479, 027	512, 325	566, 508	610, 618	637, 652
の算定範囲	法適用企	宅地造成 事業以外	公共下水道事業会計 モーターボート競走事業会計	479, 027 7, 164, 106	512, 325 9, 920, 966	566, 508 12, 747, 787	610, 618	637, 652 22, 092, 687
の算定範囲	法適用企	宅地造成事業以外	公共下水道事業会計	479, 027	512, 325	566, 508	610, 618	637, 652 22, 092, 687
の算定範囲	法適用企	宅地造成事業以外	公共下水道事業会計 モーターボート競走事業会計	479, 027 7, 164, 106	512, 325 9, 920, 966	566, 508 12, 747, 787	610, 618	637, 652 22, 092, 687
の算定範囲	法適用企業	宅地造成事業以外宅地造成事業	公共下水道事業会計 モーターボート競走事業会計	479, 027 7, 164, 106	512, 325 9, 920, 966	566, 508 12, 747, 787	610, 618	637, 652 22, 092, 687
の算定範囲の算定範囲	法適用企業 法	宅地造成 事業 宅地進 宅地業	公共下水道事業会計 モーターボート競走事業会計	479, 027 7, 164, 106	512, 325 9, 920, 966	566, 508 12, 747, 787	610, 618	637, 652 22, 092, 687
の算定範囲の算定範囲	法適用企業 法非	宅地造成事業以外宅地造成事業	公共下水道事業会計 モーターボート競走事業会計	479, 027 7, 164, 106	512, 325 9, 920, 966	566, 508 12, 747, 787	610, 618	637, 652 22, 092, 687
の算定範囲の算定範囲	法適用企業 法非適	宅地造成 事業 宅地進 宅地業	公共下水道事業会計 モーターボート競走事業会計	479, 027 7, 164, 106	512, 325 9, 920, 966	566, 508 12, 747, 787	610, 618	637, 652 22, 092, 687
の算定範囲	法適用企業 法非適用	宅地造成 事業 宅地進 宅地業	公共下水道事業会計 モーターボート競走事業会計	479, 027 7, 164, 106	512, 325 9, 920, 966	566, 508 12, 747, 787	610, 618	637, 652 22, 092, 687
の算定範囲の算定範囲	法適用企業 法非適用企	宅地造成 事業 宅地進 宅地業	公共下水道事業会計 モーターボート競走事業会計	479, 027 7, 164, 106	512, 325 9, 920, 966	566, 508 12, 747, 787	610, 618	637, 652 22, 092, 687
の算定範囲の算定範囲	法適用企業 法非適用	宅事 宅地進 宅地業 宅地業 宅地業 名 名 名 名 名 名 名 名 名 名 名 名 名 名 名 名 ろ る ろ る	公共下水道事業会計 モーターボート競走事業会計	479, 027 7, 164, 106	512, 325 9, 920, 966	566, 508 12, 747, 787	610, 618	637, 652 22, 092, 687
の算定範囲の算定範囲	法適用企業 法非適用企	宅事 宅事 宅事 宅地	公共下水道事業会計 モーターボート競走事業会計	479, 027 7, 164, 106	512, 325 9, 920, 966	566, 508 12, 747, 787	610, 618	637, 652 22, 092, 687
の算定範囲の算定範囲	法適用企業 法非適用企	宅事 宅地進 宅地業 宅地業 宅地業 名 名 名 名 名 名 名 名 名 名 名 名 名 名 名 名 ろ る ろ る	公共下水道事業会計 モーターボート競走事業会計	479, 027 7, 164, 106	512, 325 9, 920, 966	566, 508 12, 747, 787	610, 618	637, 652 22, 092, 687
の算定範囲の算定範囲	法適用企業 法非適用企	宅事 宅事 宅事 宅地	公共下水道事業会計 モーターボート競走事業会計	479, 027 7, 164, 106	512, 325 9, 920, 966	566, 508 12, 747, 787	610, 618	637, 652 22, 092, 687
の算定範囲の算定範囲	法適用企業 法非適用企	宅事 宅事 宅事 宅事 宅事	国民宿舎特別会計	479, 027 7, 164, 106	512, 325 9, 920, 966	566, 508 12, 747, 787	610, 618 16, 626, 154	637, 652 22, 092, 687 2, 665
の算定範囲の算定範囲	法適用企業 法非適用企	宅事 宅事 宅事 宅事 宅事	公共下水道事業会計 モーターボート競走事業会計 国民宿舎特別会計	479, 027 7, 164, 106 5, 342 7, 918, 622	512, 325 9, 920, 966 267 10, 725, 523	566, 508 12, 747, 787 301 13, 586, 458	2, 266 17, 496, 769	23, 169, 313
の算定範囲の算定範囲	法適用企業 法非適用企	宅事 宅事 宅事 宅事 宅事	公共下水道事業会計 モーターボート競走事業会計 国民宿舎特別会計 合計(2) 標準財政規模	479, 027 7, 164, 106	512, 325 9, 920, 966	566, 508 12, 747, 787	610, 618 16, 626, 154	23, 169, 313
の算定範囲の算定範囲	法適用企業 法非適用企	宅事 宅事 宅事 宅事 宅事	公共下水道事業会計 モーターボート競走事業会計 国民宿舎特別会計	479, 027 7, 164, 106 5, 342 7, 918, 622	512, 325 9, 920, 966 267 10, 725, 523	566, 508 12, 747, 787 301 13, 586, 458	2, 266 17, 496, 769	637, 652
の算定範囲の算定範囲	法適用企業 法非適用企	宅事 宅事 宅事 宅事 电	公共下水道事業会計 モーターボート競走事業会計 国民宿舎特別会計 合計(2) 標準財政規模	479, 027 7, 164, 106 5, 342 7, 918, 622	512, 325 9, 920, 966 267 10, 725, 523	566, 508 12, 747, 787 301 13, 586, 458	2, 266 17, 496, 769	23, 169, 313

- ・一般会計等:地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模:標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額:当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額:公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合:基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合:基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業:地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

- 〇 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を 行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 〇 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、 地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

							実質収支額		(単位:十円)
		-		会 計 名	双盘00左连	亚世00年中		令和元年度	令和2年度
		-	l	<u></u>	平成28年度 282, 956	平成29年度 386, 337	平成30年度 390, 310	331, 209	7 和2 平 <u>及</u> 394, 082
実				地域下水道事業特別会計	282, 930	300, 337	390, 310	331, 209	394, 002
質				地域「小道事業行別去司	0	_		_	
赤		én.	40 0 =1						
字		般会	一般会計						
比		計	等に属す る特別会						
率		等	計						
の		1.4	PI						
算定									
範		-		合 計 (1)	282, 956	386, 337	390, 310	331, 209	394, 082
囲		-		□ □ □ (5, 758, 676	5, 754, 469	5, 724, 361	5, 742, 638	5, 953, 254
			•		5, 756, 070	5, 754, 409	5, 724, 301	0, 742, 030	0, 900, 204
						<u> </u>			<u> </u>
				(黒字の比率(%))	(4. 91%)	(6. 71%)	(6. 81%)	(5. 76%)	(6. 61%)
			会計名(公	営事業会計:除く公営企業)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
				国民健康保険事業特別会計	37, 972	39, 104	31, 329	77, 254	47, 099
				後期高齢者医療特別会計	5, 746	9, 173	9, 278	12, 204	14, 971
		一般	会計等以						
		外の	特別会計						
		のう	ち公営企						
	連	業に	係る特別						
	結束		以外の会						
	美	計							
	実質赤								
	字								
П	比					資	金不足・剰気	全額	
	率		会	計名(公営企業会計)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	の			公共下水道事業会計	_	128, 088	182, 694	254, 622	301, 218
				ム六十小旭尹未云山		120, 000	102, 034	204, 022	001, 210
	算			五六十 小追事未云山	_	120, 000	102, 034	204, 022	001, 210
資	算定統	法	空地连成	A六下小垣事未公司		120, 000	102, 034	204, 022	001, 210
資金	定範	適	宅地造成 事業以外	A六下小戶中未公司		120, 000	102, 034	204, 022	301, 210
資金不口	算定範囲	適用	宅地造成 事業以外	A六下小足事未公司		120, 000	102, 034	204, 022	301, 210
資金不足力	定範	適用企		A六「小足事未公司		120, 000	102, 034	254, 022	001, 210
資金不足比率	定範	適用	事業以外	A六「小垣事末公司		120, 000	102, 034	254, 022	001, 210
率	定範	適用企	事業以外宅地造成	A六「小垣事未公司		120, 000	102, 004	254, 022	001, 210
率 の	定範	適用企	事業以外			120, 000	102, 004	254, 022	001, 210
率の算	定範	適用企	事業以外宅地造成	公共下水道事業特別会計	28, 738	120, 000	102, 004	254, 022	-
率の算定範	定範	適用企	事業以外宅地造成		28, 738	120, 000	102, 004	254, 022	-
率 の 算	定範	適用企業	事業以外 宅地造成 事業		28, 738	120, 000	102, 004	-	-
率の算定範囲(定範	適用企業 法	事業以外 宅地造成 宝地造成		28, 738	-	102, 004	-	-
率の算定範囲(会	定範	適用企業 法非	事業以外 宅地造成 事業		28, 738	-	102, 004	-	-
率の算定範囲(会計	定範	適用企業	事業以外 宅地造成 宝地造成		28, 738		102, 004	-	-
率の算定範囲(会	定範	適用企業	事業以外 宅地造成 宝地造成		28, 738		102, 004	-	-
率の算定範囲(会計	定範	適用企業	事業以外 宅地造成 宝地造成		28, 738		102, 004	-	-
率の算定範囲(会計	定範	適用企業 法非適用企	事業以外 宅地造成 事業 宅地造成 事業以外		28, 738			-	-
率の算定範囲(会計	定範	適用企業 法非適用企	事業以外 宅地業 宅地業 宅地業 宅地業 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		28, 738			-	-
率の算定範囲(会計	定範	適用企業 法非適用企	事業以外 宅地造成 事業 宅地造成 事業以外		28, 738			-	-
率の算定範囲(会計	定範	適用企業 法非適用企	事業以外 宅地業 宅地業 宅地業 宅地業 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		28, 738				-
率の算定範囲(会計	定範	適用企業 法非適用企	事業以外 宅事業 造成 水 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		28, 738	562, 702	613, 611	675, 289	757, 370
率の算定範囲(会計	定範	適用企業 法非適用企	事業以外 宅事業 造成 水 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	公共下水道事業特別会計			-		-
率の算定範囲(会計	定範	適用企業 法非適用企	事業 宅事 宅事 宅事 宅事	公共下水道事業特別会計 合 計 (2)	355, 412	562, 702	613, 611	675, 289	757, 370
率の算定範囲(会計	定範	適用企業 法非適用企	事業以外 定事 宅事 宅事 宅事 宅事 宅事 を事 を事 を事 を事 を事 を事 を事 を事 を事 を	公共下水道事業特別会計 合 計 (2) 標準財政規模	355, 412	562, 702	613, 611	675, 289	757, 370

- ・一般会計等:地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模:標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額:当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額:公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合:基本的に流動負債の額から流動資産の 額を控除した額、法非適用企業の場合:基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業:地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を 行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、 地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

	_								(単位:千円)
	Ш						実質収支額		
	Ш			会 計 名	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
+	Ш			一般会計	277, 367	340, 364	275, 696	298, 982	450, 500
実質赤字比	Ш			住宅新築資金等貸付事業特別会計	3, 067	3, 338	6, 056	5, 921	-
具	Ш	_							
小		般	一般会計						
 		会	等に属す						
率		計	る特別会						
の			計						
笛									
定	Ш								
算定範	Ш			合 計 (1)	280, 434	343, 702	281, 752	304, 903	450, 500
囲	Ш			ロー・ロー・フーー 標準財政規模	6, 232, 841	6, 251, 014	6, 328, 448	6, 228, 483	6, 463, 782
	Ш		—		0, 232, 041	0, 201, 014	0, 320, 440	0, 220, 403	0, 403, 702
	Ш			質赤字比率(%)					
	Ш		((黒字の比率(%))	(4. 49%)	(5. 49%)	(4. 45%)	(4. 89%)	(6. 96%)
_	Ii		会計名(公	営事業会計:除く公営企業)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
				国民健康保険事業特別会計	▲ 90, 506	▲ 156, 677	▲ 53, 339	21, 067	156, 599
				後期高齢者医療特別会計	12, 461	14, 103	15, 911	15, 628	18, 114
	Ш	4-	A =1 Am	及新问酬日区原刊加云印	12, 401	14, 103	13, 911	13, 020	10, 114
	Ш		会計等以						
	Ш	外の	特別会計 ち公営企						
逗	ŧ I	ツつ	ら公呂正 係る特別						
	ᆂ		以外の会						
٠ ا		計	及り下り五						
を	雪	A I							
7	F								
新写質 苏写	7								
						20		₩	
Ŀ	L						[金不足・剰余		
上	卒		会	計名(公営企業会計)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
上 四 0	をり		会	水道事業会計	461, 477	平成29年度 432,543	平成30年度 428,072	令和元年度 421, 478	463, 420
上 <i>0</i> 9	をり		会			平成29年度	平成30年度	令和元年度	
上卒の写	をり	法		水道事業会計	461, 477	平成29年度 432,543	平成30年度 428,072	令和元年度 421, 478	463, 420
上卒の写	をり	法適	宅地造成	水道事業会計	461, 477	平成29年度 432,543	平成30年度 428,072	令和元年度 421, 478	463, 420
上卒の写	をり	法適用		水道事業会計	461, 477	平成29年度 432,543	平成30年度 428,072	令和元年度 421, 478	463, 420
上卒の写	をり	法適用企	宅地造成	水道事業会計	461, 477	平成29年度 432,543	平成30年度 428,072	令和元年度 421, 478	463, 420
上卒の写	をり	法適用企業	宅地造成	水道事業会計	461, 477	平成29年度 432,543	平成30年度 428,072	令和元年度 421, 478	463, 420
上卒の写	をり	企	宅地造成	水道事業会計	461, 477	平成29年度 432,543	平成30年度 428,072	令和元年度 421, 478	463, 420
資金不足比率の	をり	企	宅地造成 事業以外	水道事業会計	461, 477	平成29年度 432,543	平成30年度 428,072	令和元年度 421, 478	463, 420
資金不足比率の	をり	企	宅地造成 事業以外 宅地造成	水道事業会計	461, 477	平成29年度 432,543	平成30年度 428,072	令和元年度 421, 478	463, 420
資金不足比率の	をり	企	宅地造成 事業以外 宅地造成	水道事業会計	461, 477	平成29年度 432,543	平成30年度 428,072	令和元年度 421, 478	463, 420
資金不足比率の算定範	をり	企	宅地造成 事業以外 宅地造成	水道事業会計	461, 477	平成29年度 432,543	平成30年度 428,072	令和元年度 421, 478	463, 420
資金不足比率の算定範囲	をり	企業	宅地造成 事業以外 宅地造成 事業	水道事業会計	461, 477	平成29年度 432,543	平成30年度 428,072	令和元年度 421, 478	463, 420
資金不足比率の算定範囲	をり	企業	宅地造成 事業以外 宅地造成	水道事業会計	461, 477	平成29年度 432,543	平成30年度 428,072	令和元年度 421, 478	463, 420
資金不足比率の算定範囲	をり	企業法非	宅地造成 事業 宅地造成 宅地造成	水道事業会計	461, 477	平成29年度 432,543	平成30年度 428,072	令和元年度 421, 478	463, 420
資金不足比率の算定範囲	をり	企業 法非適用	宅地造成 事業 宅地造成 宅地造成	水道事業会計	461, 477	平成29年度 432,543	平成30年度 428,072	令和元年度 421, 478	463, 420
資金不足比率の算定範	をり	企業 法非適用企	宅地造成 事業 宅地造成 宅地造成	水道事業会計	461, 477	平成29年度 432,543	平成30年度 428,072	令和元年度 421, 478	463, 420
資金不足比率の算定範囲	をり	企業 法非適用	宅地造成 事業 宅地造成 宅地造成	水道事業会計	461, 477	平成29年度 432,543	平成30年度 428,072	令和元年度 421, 478	463, 420
資金不足比率の算定範囲	をり	企業 法非適用企	宅地造成外 宅地造成 事業 宅地業 宅地業 以外	水道事業会計	461, 477	平成29年度 432,543	平成30年度 428,072	令和元年度 421, 478	463, 420
資金不足比率の算定範囲	をり	企業 法非適用企	宅事 宅事 宅事 宅事 电力 成外	水道事業会計	461, 477	平成29年度 432,543	平成30年度 428,072	令和元年度 421, 478	463, 420
資金不足比率の算定範囲	をり	企業 法非適用企	宅地造成外 宅地造成 事業 宅地業 宅地業 以外	水道事業会計	461, 477	平成29年度 432,543	平成30年度 428,072	令和元年度 421, 478	463, 420
資金不足比率の算定範囲	をり	企業 法非適用企	宅事 宅事 宅事 宅事 电力 成外	水道事業会計	461, 477	平成29年度 432,543	平成30年度 428,072	令和元年度 421, 478	463, 420
資金不足比率の算定範囲	をり	企業 法非適用企	宅事 宅事 宅事 宅事	水道事業会計下水道事業会計	461, 477	平成29年度 432, 543 276, 052	平成30年度 428, 072 238, 119	令和元年度 421, 478 333, 530	463, 420 396, 887
資金不足比率の算定範囲	をり	企業 法非適用企	宅事 宅事 宅事 宅事	水道事業会計 下水道事業会計	1, 042, 839	平成29年度 432, 543 276, 052	平成30年度 428, 072 238, 119	令和元年度 421, 478 333, 530	463, 420 396, 887
資金不足比率の算定範囲	をり	企業 法非適用企	宅事 宅事 宅事 宅事	水道事業会計 下水道事業会計	461, 477	平成29年度 432, 543 276, 052	平成30年度 428, 072 238, 119	令和元年度 421, 478 333, 530	463, 420 396, 887
資金不足比率の算定範囲	をり	企業 法非適用企	宅事 宅事 宅事 宅事 电紫 連結	水道事業会計 下水道事業会計	1, 042, 839	平成29年度 432, 543 276, 052	平成30年度 428, 072 238, 119	令和元年度 421, 478 333, 530	463, 420 396, 887

- ・一般会計等:地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模:標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額:当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額:公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合:基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合:基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業:地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を 行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、 地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

				1				(単位:千円
			A =1 &	1 - 1 00 - 1		実質収支額		A 7-0 - 1
	_	1	会計名	平成28年度			令和元年度	令和2年度
			一般会計	136, 121	199, 684	149, 313	185, 350	182, 8
			遠賀町住宅新築資金等貸付事業会 遠賀霊園事業特別会計	+ 236 9, 554	362 7, 075	305 5, 049	287 7, 571	<u>2</u> 8, 1
	én.	≜R. 人 ≡ I	遠賀町給食事業特別会計	9, 554	1, 075	0, 049	7, 571	0, 1
	般会	一般会計等に属す	地域下水道事業特別会計	3, 671	1, 861	694	0	
	計	寺に属り る特別会	遠賀町土地取得会計	1, 859	256	52	61	
		計	逐 頁 叫 工 地 以 付 云 山	1, 009	200	52	01	
	-		合 計 (1)	151, 543	209, 257	155, 413	193, 269	191, 3
			標準財政規模	4, 074, 572	4, 100, 473	4. 134. 478	4, 174, 290	4, 393, 3
		生	質赤字比率(%)	-				
				(3. 71%)	/F 10%\	(2 7EN)	(A 60%)	(4 2EV)
					(5. 10%)	(3. 75%)	(4. 62%)	(4. 35%)
		会計名(公	営事業会計:除く公営企業)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年月
			国民健康保険事業特別会計	63, 056	75, 342	38, 583	6, 467	14,
			後期高齢者医療特別会計	4, 151	7, 157	3, 361	1, 550	4,
		会計等以						
	外の	特別会計						
\ 		ち公営企						
連結	美に	係る特別 以外の会						
主	글 카	以外以云						
実質	la.							
赤								
字								
比率	-		計名(公営企業会計)	TI - 100 / TI H		金不足・剰労		人 和0左世
の		<u> </u>	下水道事業会計	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 27, 151	令和2年度 26,3
算							27, 101	20, 0
定	注							
	法適用	宅地造成						
範		事業以外						
定範囲	I 用							
範囲	用							
範囲	用企業							
範囲	企	宅地造成						
範囲	企	宅地造成						
範囲	企		農業集落排水事業特別会計	2, 302	3, 105	3, 212		
範	企		農業集落排水事業特別会計 公共下水道事業特別会計	2, 302 9, 326	3, 10 <u>5</u> 11, 936	3, 212 33, 483		
範 囲	企	事業					-	
範囲	企業 法	事業 宅地造成					-	
範囲	企業 法非	事業					-	
範囲	企業とはおきまでは、	事業 宅地造成					-	
範囲	企業 法非適用	事業 宅地造成					-	
範囲	企業 法非適用企	事業 宅地造成					-	
範囲	企業 法非適用	宅地造成事業以外					-	
範囲	企業 法非適用企	事業 宅地造成 事業以外 宅地造成						
範囲	企業 法非適用企	宅地造成事業以外						
範囲	企業 法非適用企	事業 宅地造成 事業以外 宅地造成						
範囲	企業 法非適用企	事業 宅地造成 事業以外 宅地造成 事業	公共下水道事業特別会計				228, 437	
範囲	企業 法非適用企	事業 宅地造成 事業以外 宅地造成 事業	公共下水道事業特別会計	9, 326	11, 936	33, 483	228, 437 4, 174, 290	
範囲	企業 法非適用企	事業 宅地造成外 宅地造成 事業	公共下水道事業特別会計	9, 326	11, 936 	234, 052		236, 4, 393, 3

- ・一般会計等:地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模:標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額:当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額:公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合:基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合:基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業:地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を 行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、 地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

								1	(単位:十円)
				A -1 -			実質収支額		
				会 計 名 一般会計		平成29年度		令和元年度	令和2年度
実				一般会計	265, 140	118, 244	156, 071	62, 814	123, 351
質									
赤		l —							
字		般	一般会計						
比		会	等に属す						
率		計	る特別会						
の		等	計						
算									
定									
範			l	合 計 (1)	265, 140	118, 244	156, 071	62, 814	123, 351
囲				ロ <u>ローロー(</u>	2, 724, 422	2, 692, 127	2, 693, 393	2, 670, 100	2, 794, 186
_			-		2, 124, 422	2, 092, 127	2, 093, 393	2, 070, 100	2, 794, 100
				質赤字比率(%)				_	
				(黒字の比率(%))	(9. 73%)	(4. 39%)	(5. 79%)	(2. 35%)	(4. 41%)
			会計名(公	営事業会計:除く公営企業)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
				小竹町国民健康保険特別会計	13, 738	43, 447	32, 175	23, 945	78, 043
				小竹町後期高齢者医療特別会計	229	292	275	658	434
		4.00		7 17-7 区州回州日巴派刊加五日	LLS	232			704
		一般	会計等以 特別会計						
2	古	出力	ち公営企 係る特別						
1	連結	未に	・ 以外の会						
5	丰	計	从外以云						
4	実質赤	P I							
5	赤								
5	字								
	比					資	【金不足・剰タ	永額	
2	率		会	計名(公営企業会計)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	カ			小竹町立病院事業特別会計	148 , 173	▲ 162, 210	148 , 212	▲ 79, 875	▲ 99, 826
				小门叫,	140. 173				
1 1	算								
4	算	注		小竹町水道事業特別会計	135, 098	135, 248	120, 657	107, 651	123, 111
4	算定範	法	宅地造成						
4	算	適	宅地造成 事業以外						
4	算定範	適用							
4	算定範	適用企							
資金不足比	算定範	適用	事業以外						
4	算定範	適用企	事業以外宅地造成						
資金不足比率の算	算定範	適用企	事業以外	小竹町水道事業特別会計	135, 098	135, 248	120, 657	107, 651	123, 111
資金不足比率の算	算定範	適用企	事業以外宅地造成	小竹町水道事業特別会計	135, 098	135, 248	120, 657	107, 651	123, 111
資金不足比率の算定範	算定範	適用企	事業以外宅地造成	小竹町水道事業特別会計	135, 098	135, 248	120, 657	107, 651	123, 111
資金不足比率の算	算定範	適用企業	事業以外 宅地造成 事業	小竹町水道事業特別会計	135, 098	135, 248	120, 657	107, 651	123, 111
資金不足比率の算定範囲(算定範	適用企業法	事業以外 宅地造成 宅地造成	小竹町水道事業特別会計	135, 098	135, 248	120, 657	107, 651	123, 111
資金不足比率の算定範囲(会	算定範	適用企業 法非	事業以外 宅地造成 事業	小竹町水道事業特別会計	135, 098	135, 248	120, 657	107, 651	123, 111
資金不足比率の算定範囲(会計	算定範	適用企業法非適	事業以外 宅地造成 宅地造成	小竹町水道事業特別会計	135, 098	135, 248	120, 657	107, 651	123, 111
資金不足比率の算定範囲(会	算定範	適用企業 法非適用	事業以外 宅地造成 宅地造成	小竹町水道事業特別会計	135, 098	135, 248	120, 657	107, 651	123, 111
資金不足比率の算定範囲(会計	算定範	適用企業 法非適用企	事業以外 宅地造成 宅地造成	小竹町水道事業特別会計	135, 098	135, 248	120, 657	107, 651	123, 111
資金不足比率の算定範囲(会計	算定範	適用企業 法非適用	事業以外 宅地造成 事業 宅地造成 事業以外	小竹町水道事業特別会計	135, 098	135, 248	120, 657	107, 651	123, 111
資金不足比率の算定範囲(会計	算定範	適用企業 法非適用企	事業以外 宅地進 地造成 中 主地 主地 主地 主地 主地 主地 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大	小竹町水道事業特別会計	135, 098	135, 248	120, 657	107, 651	123, 111
資金不足比率の算定範囲(会計	算定範	適用企業 法非適用企	事業以外 宅地造成 事業 宅地造成 事業以外	小竹町水道事業特別会計	135, 098	135, 248	120, 657	107, 651	123, 111
資金不足比率の算定範囲(会計	算定範	適用企業 法非適用企	事業以外 宅地進 地造成 中 主地 主地 主地 主地 主地 主地 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大	小竹町水道事業特別会計	135, 098	135, 248	120, 657	107, 651	123, 111
資金不足比率の算定範囲(会計	算定範	適用企業 法非適用企	事業以外 宅地業 宅地業 造成外 成外	小竹町水道事業特別会計 小竹町農業集落排水事業特別会計 小竹町公共下水道事業特別会計	135, 098	135, 248 0 0	120, 657 0 0	40 0	123, 1111 0 0
資金不足比率の算定範囲(会計	算定範	適用企業 法非適用企	事業以外 宅地業 宅地業 造成外 成外	小竹町水道事業特別会計 小竹町農業集落排水事業特別会計 小竹町公共下水道事業特別会計 合 計 (2)	135, 098	135, 248 0 0 135, 021	120, 657 0 0	107, 651 40 0	123, 1111 0 0
資金不足比率の算定範囲(会計	算定範	適用企業 法非適用企	事業 宅事 宅事 宅事 宅事	小竹町水道事業特別会計 小竹町農業集落排水事業特別会計 小竹町公共下水道事業特別会計 小竹町公共下水道事業特別会計 合計(2)	135, 098	135, 248 0 0	120, 657 0 0	40 0	123, 1111 0 0
資金不足比率の算定範囲(会計	算定範	適用企業 法非適用企	事業 宅事 宅事 宅事 宅事	小竹町水道事業特別会計 小竹町農業集落排水事業特別会計 小竹町公共下水道事業特別会計 合 計 (2)	135, 098	135, 248 0 0 135, 021	120, 657 0 0	107, 651 40 0	123, 1111 0 0
資金不足比率の算定範囲(会計	算定範	適用企業 法非適用企	事業 宅事 宅事 宅事 电	小竹町水道事業特別会計 小竹町農業集落排水事業特別会計 小竹町公共下水道事業特別会計 小竹町公共下水道事業特別会計 合計(2)	135, 098	135, 248 0 0 135, 021	120, 657 0 0	107, 651 40 0	123, 1111 0 0

- ・一般会計等:地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模:標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額: 当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額:公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合:基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合:基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業:地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を 行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、 地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

				1		実質収支額		(単位:千円)
			会 計 名	平成28年度	平成29年度	平成30年度		令和2年度
			一般会計	94, 151	96, 205	59, 333	46, 901	72, 39
実			住宅新築資金等特別会計	0	0	0	0	22
質赤	_		鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計	6	4	0	0	(
字	般	一般会計	鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計	4	5	0	0	(
比	会	等に属す	地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計	0	0	0	0	(
率	計	る特別会						
の	等	計						
算								
定範	-		合計(1)	94, 161	96, 214	E0 222	46,001	70 41
井	-	``	合 <u>計(1)</u> 標準財政規模	4, 436, 600	4, 482, 600	59, 333 4, 650, 478	46, 901 4, 605, 074	72, 41 4, 761, 44
		ф		4, 430, 600	4, 462, 600	4, 000, 470	4, 000, 074	4, 701, 44
			質赤字比率(%)	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	——————————————————————————————————————
			(黒字の比率(%))	(2. 12%)	(2. 14%)	(1. 27%)	(1.01%)	(1. 52%)
		会計名(公	営事業会計:除く公営企業)	平成28年度		平成30年度	令和元年度	令和2年度
			国民健康保険事業特別会計	▲ 112, 398	74, 276	84, 488	54, 267	94, 58
			後期高齢者医療特別会計	1, 428	1, 585	1, 490	1, 809	1, 33
	一般	会計等以						
		特別会計 ち公営企						
連	業に	係る特別						
結	会計	以外の会						
実	計							
質								
赤 字								
上					j	【金不足・剰気	·····································	
率		会	計名(公営企業会計)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
の			鞍手町水道事業会計	470, 410	440, 991	411, 506	417, 483	437, 12
算完								
定範	法適	宅地造成						
金田不	週用	事業以外						
足	企							
足比	業							
率		宅地造成						
の		事業						
算			鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計	97	93	397	37	
定範								
囲								
$\overline{}$	法	宅地造成						
会	非	事業以外						
計別	適用							
ران (企							
	業							
		宅地造成						
		事業						
╙║								
			A =1 (0)	450,000	010 150	FF7 044	F00 407	005 45
	 	•	合 <u>計(2)</u> 標準財政規模	453, 698	613, 159 4, 482, 600	557, 214 4, 650, 478	520, 497	605, 45 4, 761, 44
	I			4, 436, 600	4, 462, 000	4, 000, 4/8	4, 605, 074	4, /01, 44
		· 古 处士	宝母子字比率(04)					
			実質赤字比率(%) (黒字の比率(%))	— (10. 22%)	— (13. 67%)	— (11. 98%)	— (11. 30%)	— (12. 71%)

- ・一般会計等:地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模:標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額:当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額:公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合:基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合:基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業:地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を 行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、 地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

								(単位:千円
						実質収支額		
			会 計 名	平成28年度			令和元年度	令和2年度
実			一般会計	163, 381	185, 952	201, 605	210, 428	350, 02
質			住宅新築資金等貸付事業特別会計	1, 721	699	492	703	7!
赤	11 –		土地取得特別会計	0	0	0	0	
字	般	一般会計						
Ŀ	会	等に属す						
率	計	る特別会						
カ	等	計						
算								
定								
範			合 計 (1)	165, 102	186, 651	202, 097	211, 131	350, 7
囲			標準財政規模	3, 258, 992	3, 281, 421	3, 273, 617	3, 229, 836	3, 428, 4
		\$	質赤字比率(%)	_			_	
			(黒字の比率(%))	(5. 06%)	(5. 68%)	(6. 17%)	(6. 53%)	(10. 23%)
	I	会計名(公	営事業会計:除く公営企業)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
			国民健康保険特別会計	▲ 73, 765	▲ 7, 951	34, 467	43, 809	59, 74
	H		後期高齢者医療特別会計	1, 718	1, 831	1, 832	1, 887	1, 5
	一般	会計等以						
	外の)特別会計						
	o ?	ち公営企						
連	業に	係る特別						
結	会話	以外の会						
実質	計							
赤								
字								
比					資	【金不足・剰タ		
率		会	計名(公営企業会計)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
の			水道事業会計	408, 420	454, 657	493, 004	532, 947	573, 95
算								
資料	法	宅地造成						
定 範 囲	 法 適 用	事業以外						
1	ιιя	7.00001						
足	企							
北	業							
率		宅地造成						
/)								
の iii	l	事業						
ル 算 定		事業						
算定範		事業						
節に開								
算定範	法	宅地造成						
算定範囲(会	非							
算定範囲(会計	非適	宅地造成						
算定範囲(会	┃ 非 ┃ 適 ┃ 用	宅地造成						
算定範囲(会計	非適用企	宅地造成						
算定範囲(会計	┃ 非 ┃ 適 ┃ 用	宅地造成事業以外						
算定範囲(会計	非適用企	宅地造成事業以外宅地造成						
算定範囲(会計	非適用企	宅地造成事業以外						
算定範囲(会計	非適用企	宅地造成事業以外宅地造成						
算定範囲(会計	非適用企	宅地造成 事業以外 宅地造成 事業		E01 475	COT 100	701 400	700 774	
算定範囲(会計	非適用企	宅地造成 事業以外 宅地造成 事業	合計(2)	501, 475	635, 188	731, 400		
算定範囲(会計	非適用企	宅地造成 事業以外 宅地造成 事業	標準財政規模	501, 475 3, 258, 992	635, 188 3, 281, 421	731, 400	789, 774 3, 229, 836	
算定範囲(会計	非適用企	宅地造成字業以外宅地造成事業						986, 04 3, 428, 48 — (28, 76%)

- ・一般会計等:地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模:標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額:当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額:公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合:基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合:基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業:地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を 行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、 地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

			1		実質収支額		(単位:千円
		会 計 名	平成28年度	平成29年度	平成30年度		令和2年度
		一般会計	223, 958	224, 960	243, 434	253, 617	288, 24
Ш		住宅新築資金等貸付事業特別会計	13, 378	14, 430	15, 483	14, 686	15, 4
11-							
般	一般会計						
会	等に属す						
計等	る特別会						
🕁	計						
II—		<u></u> 合 計 (1)	237, 336	239, 390	258, 917	268, 303	303, 6
╟─		<u>□</u> -標準財政規模	7, 422, 823	7, 414, 797	7, 487, 796	7, 518, 496	7, 740, 3
	₫	<u> </u>	7, 422, 020 —	7, 414, 797 —	7, 407, 790 —	7, 510, 490 —	7, 740, 0
			(0.40%)			— (0. F0%)	<u> </u>
		(黒字の比率(%))	(3. 19%)	(3. 22%)	(3. 45%)	(3. 56%)	(3. 92%)
	会計名(公	営事業会計:除く公営企業)	平成28年度		平成30年度		令和2年度
		国民健康保険事業特別会計	▲ 102, 524	▲ 19, 018	10, 754	169, 560	132, 5
		後期高齢者医療特別会計	4, 834	2, 674	2, 506	1, 416	2, (
	设会計等以						
外0)特別会計						
 の:	ち公営企						
	□係る特別 †以外の会						
計	ルグトの云						
:							
				34			
	<u>~</u>	計名(公営企業会計)	平成28年度	平成29年度	【金不足・剰会 平成30年度		令和2年月
		水道事業会計	381.922	430, 346	325, 633	396, 487	79 446, 5
 法 		下水道事業会計	-	-	26, 033	87, 482	196, 8
法		農業集落排水事業特別会計	_	_	3, 991	-	,
法適用	宅地造成 事業以外				,		
用	尹未以71						
企							
業							
	宅地造成						
-	事業	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	0.105	07.000			
-		公共下水道事業特別会計	2, 195	87, 962	-	-	
		公共下水道事業特別会計 農業集落排水事業特別会計	2, 195 1, 101	87, 962 6, 858	- -	-	
	事業		2, 195 1, 101	87, 962 6, 858		-	
法非	事業宅地造成		2, 195 1, 101	87, 962 6, 858	-	-	
非	事業		2, 195 1, 101	87, 962 6, 858	-	-	
非適	事業宅地造成		2, 195 1, 101	87, 962 6, 858	-		
非適用企	事業宅地造成		2, 195 1, 101	87, 962 6, 858	-	-	
非適	事業宅地造成		2, 195 1, 101	87, 962 6, 858 5, 011	2, 892	1, 703	1,;
非適用企	事業 宅地造成 事業以外 宅地造成	農業集落排水事業特別会計	1, 101	6, 858		1, 703	1, (
非適用企	宅地造成事業以外	農業集落排水事業特別会計	1, 101	6, 858		1, 703	1, ;
非適用企	事業 宅地造成 事業以外 宅地造成	農業集落排水事業特別会計	1, 101	6, 858		1, 703	1,3
非適用企	事業 宅地造成 事業以外 宅地造成 事業	農業集落排水事業特別会計	3, 397	5, 011	2, 892		
非適用企	事業 宅地造成 事業以外 宅地造成 事業	農業集落排水事業特別会計 工業用地造成事業特別会計 合 計 (2)	1, 101 3, 397 528, 261	5, 011 753, 223	2, 892	924, 951	1, 083, 0 7, 740 3
非適用企	事業 宅地造成 事業以外 宅地造成 事業	農業集落排水事業特別会計	3, 397	5, 011	2, 892		

- ・一般会計等:地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模:標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額: 当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額:公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合:基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合:基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業:地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を 行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、 地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

							ch ## ilm -t- 42		(単位:千円)
		-		会 計 名	双骨の矢曲	₩ #30Æ #E	実質収支額		△≦□0左曲
				会 計 名 一般会計	平成28年度	平成29年度 98,782	平成30年度 101,089	令和元年度 91,893	令和2年度 68, 250
実					123, 940	90, 702	101, 009	91, 093	00, 200
質									
赤		én.	4n A =1						
字		般 会	一般会計						
比		計	等に属する特別会						
率		等	がかがま						
の		1.4	PI						
算定									
範		-		合 計 (1)	123, 948	00 700	101, 089	01 002	68, 250
囲		-		合 計 (1) 標準財政規模	1, 472, 682	98, 782 1, 367, 833	1, 382, 643	91, 893 1, 398, 839	1, 488, 745
-			+		1, 472, 002	<u> </u>	1, 302, 043	1, 390, 639	1, 400, 740
				望赤字比率(%)					
			I	(黒字の比率(%))	(8. 41%)	(7. 22%)	(7. 31%)	(6. 56%)	(4. 58%)
			会計名(公	営事業会計:除く公営企業)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
				国民健康保険事業	5, 862	68	31	4, 882	43, 904
		1		後期高齢者医療	322	424	146	670	430
		— #R	会計等以						
		外の	特別会計						
		のう	ち公営企						
	連	業に	:係る特別						
	結		以外の会						
	実質	計							
	表								
	字								
П	比					資	【金不足・剰気	R 額	
	率		会	計名(公営企業会計)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	の								
	算								
資	定範囲	法適	宅地造成						
金	用	適	事業以外						
不		用	3-5 4-5-17-1						
資金不足比		企業							
卒		未							
の		1	宅地造成						
算			事業		0 170		67	A 00 070	4 014
算定範		1		簡易水道事業	2, 176	0	97	▲ 22, 372	4, 314
範		1							
囲			宅地造成						
$\widehat{\triangle}$		法	事業以外		_				
会		非適	于木丛川						
=+		用用							
計 別		企							
計 別)		II JE							
計別)		業							
計 別)		業	字地造成						
計 別)		業	宅地造成						
計別)		業							
計別)		業	事業						
計 別)		業 	事業	合 計 (2)	132, 308	99, 274	101, 363	75, 073	116, 898
計 別) 		業	事業	標準財政規模	132, 308 1, 472, 682	99, 274 1, 367, 833	101, 363 1, 382, 643	75, 073 1, 398, 839	116, 898 1, 488, 745
計別)		業	事業連結	標準財政規模 実質赤字比率(%)	1, 472, 682 —	1, 367, 833 —	1, 382, 643 —	1, 398, 839 —	1, 488, 745 —
計別)		·業	事業連結	標準財政規模	1, 472, 682				

- ・一般会計等:地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模:標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額: 当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額:公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合:基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合:基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業:地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を 行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、 地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

_	_								(単位:千円)
							実質収支額		
				会計 名		平成29年度		令和元年度	令和2年度
-				一般会計	441, 178	421, 452	427, 161	336, 792	434, 775
実質		1]	土地取得会計	4, 402	4, 392	4, 430	4, 516	4, 592
		l —							
赤字		般	一般会計						
比		会	等に属す						
率		計	る特別会						
の		等	計						
算									
定									
範			,	合 計 (1)	445, 580	425, 844	431, 591	341, 308	439, 367
囲				標準財政規模	3, 752, 132	3, 771, 742	3, 763, 784	3, 790, 860	3, 950, 514
			生	質赤字比率(%)					_
					(11 07%)	(11 00%)	(11 400/)	(0, 00%)	(11 10%)
				(黒字の比率(%))	(11. 87%)	(11. 29%)	(11. 46%)	(9.00%)	(11. 12%)
			会計名(公	営事業会計:除く公営企業)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
				国民健康保険特別会計	76, 727	92, 181	111, 793	147, 776	100, 318
				後期高齢者医療保険特別会計	0	0	0	0	0
		— #4	会計等以						
		外の	特別会計						
		のう	ち公営企						
	連	業に	係る特別						
	結		以外の会						
	実	計							
	質								
	実質赤字								
П	土比				Ī	-24	そのでは、		
	率		A .						
	<u> </u>		会	計名(公堂企業会計)	【平成28年度】	平成29年度	平成30年度	今和元年度	会和2年度
	の		会	計名(公営企業会計)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	の算		会	計名(公営企業会計)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
咨	の算	注		計名(公営企業会計)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
資金	の算	法流	宅地造成	計名(公営企業会計)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
資金不	の	適		計名(公営企業会計)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
資金不足	の算	適用	宅地造成	計名(公営企業会計)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
資金不足比	の算	適	宅地造成	計名(公営企業会計)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
比 率	の算	適用企	宅地造成 事業以外	計名(公営企業会計)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 ————————————————————————————————————	令和2年度
比 率 の	の算	適用企	宅地造成事業以外宅地造成	計名(公営企業会計)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 ————————————————————————————————————	令和2年度
比 率 の 算	の算	適用企	宅地造成 事業以外						令和2年度
比 率 の 算	の算	適用企	宅地造成事業以外宅地造成	大刀洗町下水道事業特別会計	平成28年度	平成29年度 	平成30年度 	令和元年度 	令和2年度
比率の算定範	の算	適用企	宅地造成事業以外宅地造成						令和2年度
比 率 の 算	の算	適用企業	宅地造成事業以外宅地造成事業						令和2年度
比率の算定範囲(の算	適用企業 法	宅地造成外 宅地業 定地造成						令和2年度
比率の算定範囲(会	の算	適用企業	宅地造成事業以外宅地造成事業						令和2年度
比率の算定範囲(会計	の算	適用企業	宅地造成外 宅地業 定地造成						令和2年度
比率の算定範囲(会	の算	適用企業	宅地造成外 宅地業 定地造成						令和2年度
比率の算定範囲(会計	の算	適用企業	宅地造成外 宅地業 定地造成						令和2年度
比率の算定範囲(会計	の算	適用企業 法非適用企	宅事 宅地 定地 造成 水 で 本業 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・						令和2年度 0
比率の算定範囲(会計	の算	適用企業 法非適用企	宅事 宅事 宅事 宅事 宅地						令和2年度 0
比率の算定範囲(会計	の算	適用企業 法非適用企	宅事 宅地 定地 造成 水 で 本業 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・						令和2年度 0
比率の算定範囲(会計	の算	適用企業 法非適用企	宅事 宅事 宅事 宅事 宅地						令和2年度 0
比率の算定範囲(会計	の算	適用企業 法非適用企	宅事 宅事 宅事 宅事 宅事	大刀洗町下水道事業特別会計			0	0	令和2年度 0 0 539, 685
比率の算定範囲(会計	の算	適用企業 法非適用企	宅事 宅事 宅事 宅事 宅事	大刀洗町下水道事業特別会計		0	0	0	0
比率の算定範囲(会計	の算	適用企業 法非適用企	宅事 宅事 宅事 宅事 宅事	大刀洗町下水道事業特別会計 合 計 (2) 標準財政規模	522, 307	518, 025	0 0 543, 384	489, 084	539, 685
比率の算定範囲(会計	の算	適用企業 法非適用企	宅事 宅事 宅事 宅事 电	大刀洗町下水道事業特別会計	522, 307	518, 025	0 0 543, 384	489, 084	539, 685

- ・一般会計等:地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模:標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額:当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額:公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合:基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合:基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業:地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を 行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、 地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

						実質収支額		(単位:十円
			会 計 名	平成28年度	平成29年度		令和元年度	令和2年度
			会 計 名 一般会計	151, 424	163, 365	223, 602	254, 659	487, 2
	_							
	般	一般会計						
	会計	等に属す る特別会						
		計						
			合 計 (1)	151, 424	163, 365	223, 602	254, 659	487, 2
			標準財政規模	3, 184, 863	3, 205, 449	3, 244, 615	3, 244, 516	3, 424, 4
		実	望赤字比率(%)	_	_	_	_	_
			(黒字の比率(%))	(4. 75%)	(5. 09%)	(6. 89%)	(7. 84%)	(14. 23%)
		会計名(公	営事業会計:除く公営企業)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
			大木町国民健康保険特別会計	▲ 25, 180	▲ 2, 156	▲ 18, 760	▲ 16, 348	▲ 35, 7
			大木町後期高齢者医療特別会計	5, 739	5, 767	6, 364	7, 196	5, 3
	一般	会計等以						
	外の	特別会計						
`击	のう	ち公営企 係る特別						
		・除る特別 ・以外の会						
実	計	201100 A						
実質赤								
赤								
字比					*	【金不足・剰タ	余額	
率		会	計名(公営企業会計)	平成28年度	平成29年度	平成30年度		令和2年度
の質			大木町水道事業会計	853, 696	897, 217	925, 948	971, 051	975, 3
算定								
定範	法適用企	宅地造成						
囲	用用	事業以外						
	企							
	業							
		宅地造成						
		事業						
	法	宅地造成						
	非	事業以外						
	適							
	_	1						
	用							
	企							
	用 企 業							
	企	宅地造成						
	企	宅地造成事業						
	企	事業						
	企	事業	合 計 (2)	985, 679	1, 064, 193	1, 137, 154		
	企	事業	標準財政規模	985, 679 3, 184, 863	1, 064, 193 3, 205, 449	1, 137, 154 3, 244, 615	1, 216, 558 3, 244, 516	
	企	事業連結						1, 432, 3 3, 424, 4 — (41, 82%)

- ・一般会計等:地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模:標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額:当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額:公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合:基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合:基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業:地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を 行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、 地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

		(単位:千円 							
				会 計 名	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
				会 計 名 一般会計	370, 879	344, 487	188, 672	94, 130	172, 064
実				住宅新築資金等貸付特別会計	1, 549	374	838	1, 282	1, 487
実質赤		l —		広川防災ダム管理特別会計	1, 254	2, 161	2, 466	2, 953	1, 408
字		般	一般会計						
比		会	等に属す						
字比率の		計等	る特別会						
		ਚ	計						
昇宁									
算定範					373, 682	347, 022	191, 976	98, 365	174, 959
囲				ロー・ロー・ファイス 標準財政規模	4, 501, 494	4, 507, 142	4, 554, 555	4, 514, 169	4, 680, 561
			#	<u>操中和政机快</u> 質赤字比率(%)	-	-	-	-	- , 000, 001
				· 異か・ユー ((8. 30%)	(7. 69%)	(4. 21%)	(2. 17%)	(3. 73%)
			云訂名(公	営事業会計:除く公営企業) 国民健康保険特別会計	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 25,022
				後期高齢者医療特別会計	▲ 132, 976 6, 438	▲ 100, 683	69, 823 16, 338	51, 487 7, 905	25, 923 7, 915
		<u> </u>	ᄉᆗᄷᇄ	次	0, 438	10, 308	10, 538	7, 905	7, 915
		一般	会計等以 特別会計						
		のう	ち公営企						
	連	業に	係る特別						
	結	会計	以外の会						
	実質	計							
	赤								
	字	<u> </u>							
	比						金不足・剰気		
	率の		会	計名(公営企業会計)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	算			水道事業会計 下水道事業会計	825, 056	862, 869	903, 339	966, 671 79, 396	1, 043, 622 95, 109
次	定	24			_	_	_	79, 390	95, 109
兵全	定範	法適	宅地造成						
	囲	~=							
岩		▮用	事業以外						
ボ 足		用企	争耒以外						
デ 足 比 に		用企業							
示足比率の		企	宅地造成						
ポースとは率の算		企							
ポースとは率の算定		企	宅地造成	下水道事業特別会計	44, 862	53, 291	100, 606		
・不足比率の算定範		企	宅地造成	下水道事業特別会計	44, 862	53, 291	100, 606	-	
資金不足比率の算定範囲		企業	宅地造成事業	下水道事業特別会計	44, 862	53, 291	100, 606	-	-
		企業 法	宅地造成	下水道事業特別会計	44, 862	53, 291	100, 606	-	
		企業法非適	宅地造成 事業 宅地造成	下水道事業特別会計	44, 862	53, 291	100, 606	-	
亜不足比率の算定範囲 (会計別)		企業 法非適用	宅地造成 事業 宅地造成	下水道事業特別会計	44, 862	53, 291	100, 606	-	-
		企業法非適用企	宅地造成 事業 宅地造成	下水道事業特別会計	44, 862	53, 291	100, 606		-
		企業 法非適用	宅地造成 事業 宅地造成 事業以外	下水道事業特別会計	44, 862	53, 291	100, 606		-
		企業法非適用企	宅地造成 事業 宅地造成 外 宅地造成	下水道事業特別会計	44, 862	53, 291	100, 606	-	-
		企業法非適用企	宅地造成 事業 宅地造成 事業以外	下水道事業特別会計	44, 862	53, 291	100, 606	-	_
		企業法非適用企	宅地造成 事業 宅地造成 外 宅地造成	下水道事業特別会計	44, 862	53, 291	100, 606		_
		企業法非適用企	宅地造成 事業 宅地造成 成外 宅地業 心成 中 で で で の で の で の で の で り の の の の の の の の	合 計 (2)	1, 117, 062	53, 291	1, 282, 082	1, 203, 824	1, 347, 528
		企業法非適用企	宅事 宅事 宅事	合 計 (2) 標準財政規模				1, 203, 824 4, 514, 169	1, 347, 528 4, 680, 561
		企業法非適用企	宅事 宅事 宅事	合 計 (2)	1, 117, 062	1, 177, 867	1, 282, 082		
		企業法非適用企	宅事 宅事 宅事 宅事	合 計 (2) 標準財政規模	1, 117, 062	1, 177, 867	1, 282, 082		

- ・一般会計等:地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模:標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額:当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額:公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合:基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合:基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業:地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を 行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、 地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

	1				I		実質収支額		(単位:千円)
	۱H			会 計 名	平成28年度	平成29年度	平成30年度		令和2年度
	۱H	Ī		会 計 名 一般会計	388, 887	307, 679	322, 368	356, 070	358, 24 ⁻
実				住宅改修資金貸付事業特別会計	0	007, 079	022, 000	000, 070	000, 24
質	11.	_		E BONDATE TO THE TOTAL T	Ů	ŭ	Ů	Ů	
赤	ш	般	一般会計						
字比			等に属す						
率	1111	計	る特別会						
の			計						
算									
定									
範				合計 (1)	388, 887	307, 679	322, 368	356, 070	358, 24
囲				標準財政規模	3, 168, 222	3, 144, 409	3, 100, 489	3, 099, 158	3, 244, 87
			実	質赤字比率(%)	-	1	1	_	
			((黒字の比率(%))	(12. 27%)	(9. 78%)	(10. 39%)	(11. 48%)	(11. 04%)
_	۱F			営事業会計:除く公営企業)	平成28年度		平成30年度	令和元年度	令和2年度
	IH		<u> ~ нг н \Д</u>	国民健康保険事業特別会計	3, 166	533	21, 188	36, 198	10, 52
				後期高齢者医療特別会計	0, 100	4, 358	3, 508	3, 959	3, 33
		血 几。	会計等以	THE STATE OF THE PERSON NAMED IN COLUMN 1	Ů	1, 000	-0, 000	0, 000	
	47	ルの	去可守以 特別会計						
			ち公営企						
連		集に	係る特別						
結	吉	会計	以外の会						
実		H							
質赤	₹								
字									
比	Ł						【金不足・剰タ		
率			会	計名(公営企業会計)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
の算				水道事業会計	413, 521	413, 125	383, 242	357, 386	312, 29
. I 🚌	5			工業用水道事業会計	35, 015	30, 301	25, 414	20, 645	16, 40
資金不	ė	法適用	宅地造成						
金田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	Ē i	旭田	事業以外						
足	11:	企							
足 比 率	Ш	業							
率		•	宅地造成						
の			事業						
算	Ιſ	_	T-1						
完 🗀		ļ	7.7.	生活排水処理事業特別会計	0	0	0	0	
定節				生活排水処理事業特別会計	0	0	0	0	
定 範 囲				生活排水処理事業特別会計	0	0	0	0	
囲(_	宅地造成	生活排水処理事業特別会計	0	0	0	0	
囲 (会	Ш	非		生活排水処理事業特別会計	0	0	0	0	
囲 (会計		非適	宅地造成	生活排水処理事業特別会計	0	0	0	0	
囲(会		非適用	宅地造成	生活排水処理事業特別会計	0	0	0	0	
囲 (会計		(非適用企	宅地造成	生活排水処理事業特別会計	0	0	0	0	
囲 (会計		(非適用企業	宅地造成 事業以外	生活排水処理事業特別会計	0	0	0	0	
囲 (会計		(非適用企業	宅地造成 事業以外 宅地造成	生活排水処理事業特別会計	0	0	0	0	
囲 (会計		(非適用企業	宅地造成 事業以外	生活排水処理事業特別会計	0	0	0	0	
囲 (会計		(非適用企業	宅地造成 事業以外 宅地造成 事業						
囲 (会計		(非適用企業	宅地造成 事業以外 宅地造成 事業	合 計 (2)	840, 589	755, 996	755, 720	774, 258	
囲 (会計		(非適用企業	宅地造成 事業以外 宅地造成 事業	合 計 (2) 標準財政規模					
囲 (会計		(非適用企業	宅地造成 事業以外 宅地造成 事業 連結	合 計 (2)	840, 589	755, 996	755, 720	774, 258	700, 80 3, 244, 873 — (21. 59%)

- ・一般会計等:地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模:標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額: 当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額:公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合:基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合:基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業:地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を 行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、 地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

								(単位:千円)
						実質収支額		
			会 計 名	平成28年度			令和元年度	令和2年度
実			一般会計	141, 644	29, 272	142, 515	315, 434	318, 14
質			住宅新築資金等貸付事業特別会計	251	183	178	202	14
赤	1 —		バス事業特別会計	254	263	350	293	25
字	般	一般会計						
Et	会	等に属す						
率	計	る特別会						
ာ် တ	等	計						
算								
定								
範			合 計 (1)	142, 149	29, 718	143, 043	315, 929	318, 53
			標準財政規模	3, 739, 254	3, 613, 821	3, 547, 746	3, 485, 702	3, 641, 4
		±	質赤字比率(%)		_	_		_
			:兵がテルー (707 (黒字の比率(%))	(3. 80%)	/O 00%	(4 00%)	(O, OGW)	/O 74%
_					(0. 82%)	(4. 03%)	(9.06%)	(8. 74%)
		会計名(公	営事業会計:除く公営企業)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
		<u> </u>	国民健康保険事業勘定特別会計	▲ 112, 099	14, 512	31, 135	59, 363	46, 05
			後期高齢者医療事業特別会計	739	778	987	933	61
	— #4	会計等以						
	外の	特別会計						
	のう	ち公営企						
連	業に	:係る特別						
結	会計	以外の会						
実質	計							
質								
赤								
字比				 	*	そのでは、	<u></u> 全類	
率		会	計名(公営企業会計)	平成28年度		平成30年度		令和2年度
の			水道事業会計	396, 235	383, 011	377, 482	369, 859	344, 38
算					,			
資金工	法							
金田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	滴	宅地造成						
示 囲								
ጥ	用	事業以外						
足	法適用企	争耒以外						
足比	用企業	争来以外						
足 比 率	企							
足比率の	企	宅地造成事業						
足比率の	企	宅地造成						
足比率の	企	宅地造成						
足比率の算定範	企	宅地造成						
足比率の	企業	宅地造成事業						
足比率の算定範囲(企業 法	宅地造成事業						
足比率の算定範囲(会	企業法非	宅地造成事業						
足比率の算定範囲(会計	企業とは非適	宅地造成事業						
足比率の算定範囲(会	企業とおります。	宅地造成事業						
足比率の算定範囲(会計	企業とは非適	宅地造成事業						
足比率の算定範囲(会計	企業とおります。	宅地造成事業						
足比率の算定範囲(会計	企業とおります。	宅地造成事業宅地造成外宅地造成						
足比率の算定範囲(会計	企業とおります。	宅地造成事業						
足比率の算定範囲(会計	企業とおります。	宅地造成事業宅地造成外宅地造成						
足比率の算定範囲(会計	企業とおります。	宅地造成事業 造成外 定事業 造成外	合 計 (2)	427, 024	428, 019	552, 647	746, 084	709. 58
足比率の算定範囲(会計	企業とおります。	宅地造成事業 造成外 定事業 造成外	合計(2)標準財政規模	427, 024 3, 739, 254	428, 019 3, 613, 821	552, 647 3, 547, 746	746, 084 3, 485, 702	
足比率の算定範囲(会計	企業とおります。	宅地 進成 東	標準財政規模					709, 59 3, 641, 49
足比率の算定範囲(会計	企業とおります。	宅事 宅事 宅事 宅事						

- ・一般会計等:地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模:標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額:当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額:公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合:基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合:基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業:地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

- 〇 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を 行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 〇 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、 地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

				I		実質収支額		(単位:十円
			会 計 名	平成28年度	平成29年度		令和元年度	令和2年度
			一般会計	607, 433	324, 356	253, 335	359, 116	351, 7
			住宅新築資金等貸付事業特別会計	53, 949	68, 670	36, 648	39, 809	53, 3
	_		学校給食センター事業特別会計	121	122	254	61	
	般	一般会計						
	会計	等に属す						
		る特別会 計						
	13	P I						
			合 計 (1)	661, 503	393, 148	290, 237	398, 986	405, 1
			標準財政規模	2, 696, 253	2, 733, 245	2, 723, 697	2, 721, 954	2, 821, 9
		実	質赤字比率(%)	_	_	_		<u> </u>
			(黒字の比率(%))	(24. 53%)	(14. 38%)	(10. 65%)	(14. 65%)	(14. 35%)
			営事業会計:除く公営企業)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	 	五川口(五	国民健康保険事業勘定特別会計	平成20年度	平成29年及 ▲ 160,551	平成30年度 ▲ 113, 181	→ 71,695	→ 112 + 13
	I		後期高齢者医療事業特別会計	1, 196	1, 411	1, 224	1, 326	1, 3
	dun	会計等以	TOTAL PLANT TOTAL TOTAL PROPERTY.	7, 150	1, 711	1, 227	1, 020	1, 0
		特別会計						
	のう	ち公営企						
連		係る特別						
結束	会計 計	以外の会						
実質赤	AT							
赤								
字					- 7/			
比率		会	計名(公営企業会計)	平成28年度		を全体でである。 金本足・剰余 で成30年度		令和2年度
の			上水道事業特別会計	495, 655	585, 346	234, 616	-	1-11 1 49-
算			町立緑ヶ丘病院事業特別会計	1 03, 978	49, 007	7, 752	1 9, 843	
定範	法適	宅地造成						
囲	適	事業以外						
	用企							
	業							
		宅地造成						
		事業						
	法	宅地造成 事業以外						
	非適	学未以介						
	旭用							
	7 10	1						
	企							
	企業							
	企	宅地造成						
	企	宅地造成						
	企							
	企	事業	숙 화 (2)	911 323	868 361	420 6/8	308 774	275
	企	事業	合計(2)標準財政規模	911, 323 2, 696, 253	868, 361 2, 733, 245	420, 648 2, 723, 697	308, 774 2, 721, 954	
	企	事業	標準財政規模	911, 323 2, 696, 253	868, 361 2, 733, 245	420, 648 2, 723, 697	308, 774 2, 721, 954	
	企	連結					,	375, 7: 2, 821, 9: — (13, 31%)

- ・一般会計等:地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模:標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額:当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額:公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合:基本的に流動負債の額から流動資産の 額を控除した額、法非適用企業の場合:基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業:地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を 行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、 地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

							実質収支額		(単位:千円)
				会 計 名	平成28年度	平成29年度	平成30年度		令和2年度
				一般会計	1, 153, 328	1, 098, 261	884, 334	570, 701	573, 631
実				学校給食センター特別会計	▲ 3, 361	▲ 2, 653	▲ 2, 166	▲ 1, 766	▲ 1, 269
質		_		住宅新築資金等貸付事業特別会計	▲ 553, 950	▲ 544, 812	▲ 535, 697	▲ 529, 603	▲ 520, 669
赤字		般	一般会計		,	,	,	,	<u> </u>
字比		会	等に属す						
率		計	る特別会						
の		等	計						
算									
定									
範			•	合計 (1)	596, 017	550, 796	346, 471	39, 332	51, 693
囲				標準財政規模	4, 813, 910	4, 892, 192	4, 812, 853	4, 873, 252	5, 021, 476
			実	質赤字比率(%)	_	_	_	_	_
			((黒字の比率(%))	(12. 38%)	(11. 25%)	(7. 19%)	(0. 80%)	(1. 02%)
			会計名(公	営事業会計:除く公営企業)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
				国民健康保険事業勘定特別会計	▲ 565, 570	▲ 540, 086	▲ 524, 956	64, 408	15, 728
				後期高齢者医療特別会計	3, 151	3, 046	3, 741	3, 424	2, 772
		— #Q	会計等以		,	ŕ	,	,	,
		外の	特別会計						
		のう	ち公営企						
	連	業に	係る特別						
	結実	会計 計	以外の会						
	質	AI							
	赤								
	字								
	比						金不足・剰労		A =====
	率の		会	計名(公営企業会計)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	算			水道事業会計	59, 072	57, 227	186, 576	_	_
次	定	2+							
資 金 不	定範	法適	宅地造成						
崇	囲	用							
7 1		п	事業以外						
足		企	事業以外						
足比		企業	事 莱以外						
足比率		企	宅地造成						
足 比 率 の		企							
足比率の算		企	宅地造成						
足比率の算定範		企	宅地造成						
足比率の算		企業	宅地造成事業						
足比率の算定範囲(企業 法	宅地造成 事業 宅地造成						
足比率の算定範囲(会		企業 法非	宅地造成事業						
足比率の算定範囲(企業 法非	宅地造成 事業 宅地造成						
足比率の算定範囲(会計		企業 法非適用企	宅地造成 事業 宅地造成						
足比率の算定範囲(会計		企業 法非適用	宅地造成 事業 宅地造成						
足比率の算定範囲(会計		企業 法非適用企	宅地造成 事業 宅地造成						
足比率の算定範囲(会計		企業 法非適用企	宅地造成 事業 宅地造成 事業以外						
足比率の算定範囲(会計		企業 法非適用企	宅地造成 事業 宅地造成 事業以外						
足比率の算定範囲(会計		企業 法非適用企	宅地造成 事業 宅地造成 成外 宅地業 心成 中 で で で の で の で の で の で り の の の の の の の の		00.670	70.000	11 000	107 104	70. 100
足比率の算定範囲(会計		企業 法非適用企	宅地造成 事業 宅地造成 成外 宅地業 心成 中 で で で の で の で の で の で り の の の の の の の の	合計(2)	92, 670	70, 983	11, 832	107, 164	70, 193
足比率の算定範囲(会計		企業 法非適用企	宅事 宅事 宅事	標準財政規模	92, 670 4, 813, 910	70, 983	11, 832 4, 812, 853	107, 164 4, 873, 252	70, 193 5, 021, 476
足比率の算定範囲(会計		企業 法非適用企	宅事 宅事 宅事 宅事						

- ・一般会計等:地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模:標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額: 当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額:公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合:基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合:基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業:地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を 行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、 地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

					(単位:十円) 実質収支額					
				会 計 名	平成28年度	平成29年度	平成30年度		令和2年度	
				一般会計	437, 413	441, 128	465, 184	310, 993	381, 835	
実 質 赤				し尿処理・じん芥処理・埋立処分施設建設事業特別会計	5	1 ,849	63, 763	184, 894	423, 593	
良		l —								
字		般	一般会計							
字比率		会	等に属す							
率		計等	る特別会							
の		₹	計							
异宁										
の算定範				<u></u> 合 計 (1)	437, 418	439, 279	528, 947	495, 887	805, 428	
囲				口	2, 294, 611	2, 331, 258	2, 374, 302	2, 400, 480	2, 507, 455	
			宔	質赤字比率(%)		_	<u></u>	_	_	
				<u> </u>	(19. 06%)	(18. 84%)	(22. 27%)	(20. 65%)	(32. 12%)	
		-	云訂名(公	営事業会計:除く公営企業) 国民健康保険事業	平成28年度	平成29年度 ▲ 27,336	平成30年度 6,758	令和元年度 44,948	令和2年度 15, 187	
				後期高齢者医療事業	▲ 62, 095 3, 370	1, 213	515	44, 948 358	266	
		<u>á</u> n	会計等以	KWIDINI CEXT	3, 370	Τ, ΖΤΟ	310		200	
		外の	·云町寺以 特別会計							
		のう	ち公営企							
	連	業に	係る特別							
	結束	会計 計	以外の会							
	実質赤	ĀT								
	赤									
I	字									
	比率			1. 夕 (八 兴 A 来 A 三)			金不足・剰労		人如人生	
	の		云	計名(公営企業会計) 水道事業会計	平成28年度 77,421	平成29年度	平成30年度	令和元年度 202, 565	令和2年度 243, 598	
	算			小 但事未云山	11,421	149, 711	131, 043	202, 303	243, 390	
	定	_								
咨	~_	一法								
資 金	定範囲	法適	宅地造成							
資 金 不	範囲	法適用	宅地造成 事業以外							
資金不足	範囲	用企								
資金不足比率	範囲	用	事業以外							
資金不足比率の	(範囲	用企	事業以外宅地造成							
資金不足比率の算	(範囲	用企	事業以外							
資金不足比率の算定符	(範囲	用企	事業以外宅地造成							
亜不足比率の算定範	(範囲	用企	事業以外宅地造成							
亜不足比率の算定範囲	(範囲	用企業	事業以外 宅地造成 宅地造成							
亜不足比率の算定範囲	(範囲	用企業 法非	事業以外 宅地造成 事業							
〒不足比率の算定範囲(会計	(範囲	用企業法非適	事業以外 宅地造成 宅地造成							
亜不足比率の算定範囲	2範囲	用企業 法非適用	事業以外 宅地造成 宅地造成							
〒不足比率の算定範囲(会計	2範囲	用企業法非適用企	事業以外 宅地造成 宅地造成							
〒不足比率の算定範囲(会計	(範囲	用企業 法非適用	事業以外 宅地造成 事業 宅地造成 事業以外							
〒不足比率の算定範囲(会計	(範囲)	用企業法非適用企	事業以外 宅地進 地造成 中 主地 主地 主地 主地 主地 主 は は は は は は は は は は は							
〒不足比率の算定範囲(会計	(範囲)	用企業法非適用企	事業以外 宅地造成 事業 宅地造成 事業以外							
〒不足比率の算定範囲(会計	(範囲)	用企業法非適用企	事業以外 宅地業 宅地業 造成外 成外							
〒不足比率の算定範囲(会計	(範囲)	用企業法非適用企	事業以外 宅地業 宅地業 造成外 成外		456, 114	562, 867	687, 263	743, 758	1, 064, 479	
〒不足比率の算定範囲(会計	範囲	用企業法非適用企	事業 宅事 宅事 宅事 宅事	標準財政規模	456, 114 2, 294, 611	562, 867 2, 331, 258	687, 263 2, 374, 302	743, 758 2, 400, 480	2, 507, 455	
〒不足比率の算定範囲(会計	(範囲)	用企業法非適用企	事業 宅事 宅事 宅事 电							

- ・一般会計等:地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模:標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額:当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額:公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合:基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合:基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業:地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

- 〇 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を 行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、 地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

				1		実質収支額		(単位:十円
			会 計 名	平成28年度	平成29年度		令和元年度	令和2年度
			一般会計	69, 756	68, 130	65, 696	53, 769	62, 59
			住宅新築資金等貸付事業特別会計	▲ 31, 017	▲ 28, 935	▲ 27, 442	▲ 26, 094	▲ 24, 4!
	1-							
	般	一般会計						
	会	等に属す						
	計等	る特別会						
	77	計						
		<u> </u>	合 計 (1)	38, 739	39, 195	38, 254	27, 675	38, 1
				1, 433, 561	1, 412, 096	1, 403, 157	1, 422, 211	1, 507, 6
		実	質赤字比率(%)	_	_	_	_	_
			(黒字の比率(%))	(2. 70%)	(2. 77%)	(2. 72%)	(1. 94%)	(2. 52%)
			営事業会計:除く公営企業)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	-	五引有(公	国民健康保険特別会計	十成Z0年及 0	17,633	平成30年度 24,722	21,990	フか2年15 28, 8
			後期高齢者特別会計	82	17, 033	257	21, 990	20, 0
	<u>in</u>	会計等以	ESTATEMENT 1977 PART	32	120	201	27	
		(云司 守以)特別会計						
	のう	ち公営企						
連	業に	係る特別						
結実	会計計	以外の会						
天 哲	āΤ							
実質赤								
字	\vdash				1.0	【金不足・剰タ	45	
比率		会	計名(公営企業会計)	平成28年度				令和2年度
の				1 774-5 1 32	1 77 1 72	1 1,745 1 1,22	1- 12- 1 22	1-12-14
算								
定範	法	宅地造成						
囲	法適用	事業以外						
	用							
	業							
	1	宅地造成						
		事業						
			簡易水道特別会計	3, 332	3, 703	3, 742	4, 124	3, 7
	法	宅地造成						
	非	事業以外						
	適用							
	企							
	業							
		宅地造成						
		事業						
		,	合 計 (2)	42, 153	60, 656	66, 975	53, 813	70, 8
			<u>□ □ □ (∠/</u>	1, 433, 561	1, 412, 096	1, 403, 157	1, 422, 211	1, 507, 6
		連結	実質赤字比率(%)			_		
			(黒字の比率(%))	(2. 94%)	(4. 29%)	(4. 77%)	(3. 78%)	(4. 69%)
			(m 1 0) 10 1 (/0) /	(L. 3470)	(T. ZJ/0/	(4. / / //0/	(0. /0/0)	(T. UJ/0)

- ・一般会計等:地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模:標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額: 当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額:公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合:基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合:基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業:地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を 行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、 地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

								(単位:千円
						実質収支額		
	╙		会 計 名	平成28年度			令和元年度	令和2年度
実	Ш		一般会計	592, 020	606, 008	493, 627	758, 588	1, 178, 75
質	Ш		住宅新築資金貸付事業特別会計	11, 459	9, 084	12, 223	6, 390	8, 50
赤	I I -	-	公共用地先行取得事業特別会計	0	0	0	0	
字	舭	₹ 一般会計	f					
比	全		-					
率	青		₹					
。 の	4	計						
算								
定	Ш							
範			合 計 (1)	603, 479	615, 092	505, 850	764, 978	1, 187, 2
			標準財政規模	7, 553, 152	7, 302, 257	7, 218, 249	7, 089, 402	7, 135, 8
			実質赤字比率(%)		_	_		
			(黒字の比率(%))	(7. 98%)	(8. 42%)	(7. 00%)	(10. 79%)	(16. 63%)
-	 							
		会計名(公営事業会計:除く公営企業)	平成28年度	平成29年度	平成30年度		令和2年度
	П		国民健康保険特別会計	▲ 141, 511	▲ 120, 632	40, 549	▲ 6, 853	33, 5
	П		後期高齢者医療特別会計	3, 661	5, 135	1, 062	1, 038	9
	I I–	般会計等以	国民健康保険福智町立診療所特別会計	▲ 265, 399	▲ 332, 905	427 , 864	▲ 557, 979	▲ 129, 2
	外	の特別会計	-					
	の	うち公営企						
連	業	に係る特別						
結	会	計以外の会						
実質	計							
質	Ш							
赤字								
上上	lF				4	【金不足・剰気	全額	
率		5	会計名(公営企業会計)	平成28年度			令和元年度	令和2年度
の			水道事業会計	401, 451	190, 891	267, 700	_	
算								
資金 定範 囲	爿		a.					
金	通	・ 宅地造成 事業以外						
个	IIA] 李未以7						
足	11	<u> </u>						
比	第	ŧ						
率	Ш	宅地造成	t					
の	1 L	事業						
算								
定範	П							
井	H							
_	月	宅地造成	t					
슾	月月		k					
	通	5						
計	月	3						
計 別	llí	·						
計	11 4	-						
計	第	ŧ						
計	¹¹ 	宅地造原	t					
計	¹¹ 	ŧ						
計		宅地造原	Ž					
計	第 	宅地造原						
計	第 	宅地造原	合 計 (2)	601, 681	357, 581	387, 297	201, 184	
計		宅地造成事業	合計(2) 標準財政規模	601, 681 7, 553, 152	357, 581 7, 302, 257	387, 297 7, 218, 249	201, 184 7, 089, 402	
計		宅地造成事業	合 計 (2)					1, 092, 54 7, 135, 85

- ・一般会計等:地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模:標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額:当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額:公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合:基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合:基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業:地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を 行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、 地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

_	_	_							(単位:千円)
							実質収支額		
				会計 名	平成28年度		平成30年度		令和2年度
#				一般会計	856, 425	994, 253	736, 409	662, 313	735, 584
実質赤字比				土地区画整理事業特別会計	0	0	0	0	0
具		l —		住宅新築資金等特別会計	5, 420	3, 185	4, 087	2, 341	2, 335
少		般	一般会計	京都郡公平委員会特別会計	249	226	212	231	525
		会	等に属す						
率		計	る特別会						
		等	計						
算									
算定範									
範				合 計 (1)	862, 094	997, 664	740, 708	664, 885	738, 444
囲				標準財政規模	8, 422, 693	8, 917, 362	9, 390, 398	9, 338, 425	9, 794, 260
			生	質赤字比率(%)					
					(40,00%)	(14 400)	(7.00%)	(7 440)	/7 FON
				(黒字の比率(%))	(10. 23%)	(11. 18%)	(7. 88%)	(7. 11%)	(7. 53%)
			会計名(公	営事業会計:除く公営企業)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
				国民健康保険特別会計	237 , 690	289 , 563	▲ 320, 951	187, 432	▲ 93, 427
		1		後期高齢者医療特別会計	10, 407	4, 734	7, 686	3, 916	4, 486
		\$ 0	会計等以	介護保険特別会計	100, 442	105, 656	39, 484	32, 183	12, 336
			特別会計			,			,
		のう	ち公営企						
	連	業に	係る特別						
	結	会計	以外の会						
	実	計							
	質								
	実質赤字								
		_			-	34		· ME	
	比率		<u>۵</u> :	計名(公営企業会計)	平成28年度	平成29年度	【金不足・剰会 平成30年度	令和元年度	令和2年度
	ヮ		A					1, 247, 336	
						1 181 230			
				水道事業会計	1, 149, 477	1, 181, 230	1, 217, 775		1, 310, 337
次	算			下水道事業会計	216, 886	228, 498	203, 319	202, 987	156, 579
資	算	法	宅地造成						
資金不		法適用	宅地造成 事業以外						
資金不足	算	法適用企							
資金不足比	算	企							
資金不足比率	算	法適用企業	事業以外						
資金不足比率の	算	企	事業以外宅地造成						
資金不足比率の算	算	企	事業以外						
資金不足比率の算定	算	企	事業以外宅地造成						
資金不足比率の算定範	算	企	事業以外宅地造成						
資金不足比率の算定範囲	算	企業	事業以外 宅地造成 事業						
算定範囲	算	企業 法	事業以外 宅地造成 宅地造成						
算定範囲	算	企業 法非	事業以外 宅地造成 事業						
算定範囲	算	企業法非適	事業以外 宅地造成 宅地造成						
資金不足比率の算定範囲(会計別)	算	企業	事業以外 宅地造成 宅地造成						
算定範囲	算	企業 法非適用企	事業以外 宅地造成 宅地造成	下水道事業会計	216, 886	228, 498	203, 319	202, 987	156, 579
算定範囲	算	企業	事業以外 宅地造成 事業 宅地造成外		216, 886				
算定範囲	算	企業 法非適用企	事業以外 宅地造成 事業 造成外 企地 造成外	下水道事業会計	216, 886	228, 498	203, 319	202, 987	156, 579
算定範囲	算	企業 法非適用企	事業以外 宅地造成 事業 宅地造成外	下水道事業会計	216, 886	228, 498	203, 319	202, 987	156, 579
算定範囲	算	企業 法非適用企	事業以外 宅地造成 事業 造成外 企地 造成外	下水道事業会計	216, 886	228, 498	203, 319	202, 987	156, 579
算定範囲	算	企業 法非適用企	事業以外 宅地業 宅地業 造成外 成外	下水道事業会計 	232, 587	228, 498	203, 319	202, 987	322, 044
算定範囲	算	企業 法非適用企	事業以外 宅地業 宅地業 造成外 成外	下水道事業会計	216, 886	228, 498	203, 319	202, 987	322, 044
算定範囲	算	企業 法非適用企	事業 宅事 宅事 宅事 宅事	下水道事業会計	232, 587	228, 498	203, 319	202, 987	322, 044
算定範囲	算	企業 法非適用企	事業 宅事 宅事 宅事 电	下水道事業会計	216, 886 232, 587 232, 587 2, 334, 203 8, 422, 693 —	274, 690 2, 502, 909 8, 917, 362	203, 319 203, 319 307, 351 2, 195, 372 9, 390, 398	202, 987 315, 798 2, 279, 673 9, 338, 425	322, 044 2, 450, 799 9, 794, 260
算定範囲	算	企業 法非適用企	事業 宅事 宅事 宅事 电	下水道事業会計	216, 886	228, 498	203, 319	202, 987	322, 044

- ・一般会計等:地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模:標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額:当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額:公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合:基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合:基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業:地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を 行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、 地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

	П				1		実質収支額		(単位:千円)
		-		会 計 名	平成28年度	平成29年度	平成30年度		令和2年度
				会 計 名 一般会計	990, 086	820, 473	815, 865	639, 508	637, 171
実				住宅新築資金等事業特別会計	▲ 131, 429	▲ 123, 473	▲ 115, 691	▲ 107, 269	▲ 84, 290
質赤		_		土地取得特別会計	764	764	764	764	764
亦		般	一般会計						
+		会	等に属す						
字比率		計	る特別会						
。 の		等	計						
算定範									
			•	合 計 (1)	859, 421	697, 764	700, 938	533, 003	553, 645
囲				標準財政規模	6, 822, 121	6, 719, 915	6, 636, 994	6, 594, 954	6, 730, 728
			実	!質赤字比率(%)	_	_	_	_	_
			((黒字の比率(%))	(12. 59%)	(10. 38%)	(10. 56%)	(8. 08%)	(8. 22%)
			会計名(公	営事業会計:除く公営企業)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
				国民健康保険事業特別会計	42, 437	63, 055	1, 854	62, 732	2, 311
				後期高齢者医療特別会計	3, 241	4, 259	3, 503	3, 951	3, 095
		— #O	会計等以	介護保険事業特別会計(保険事業勘定)	123, 630	73, 551	55, 660	24, 152	, <u> </u>
		外の	特別会計	介護保険事業特別会計(サービス事業勘定)	2, 254	0	2 , 542	0	_
		のう	ち公営企	介護保険事業特別会計	_	-	_		75, 992
	連	業に	係る特別						
	結束	会計	以外の会						
	実質	計							
	赤								
	字								
П	比						そ金不足・剰会		
	率		会	計名(公営企業会計)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	の算			水道事業特別会計	547, 667	555, 537	548, 541	561, 381	588, 750
				下水道事業特別会計	_	_	65, 389	102, 099	140, 187
資	定範	法適	宅地造成						
金	囲	週用	事業以外						
足		企							
比		業							
資金不足比率の算定範囲			宅地造成						
の			事業						
算				農業集落排水事業特別会計	131	28, 789	_	_	_
企				公共下水道事業特別会計	97	32, 585	_	_	_
囲									
		法	宅地造成						
(会 計 別		韭	事業以外						
計		適							
別		用 企							
		業							
		~	宅地造成						
			七型垣队 事業						
			产本						
				合 計 (2)	1, 578, 878	1, 455, 540	1, 373, 343	1, 287, 318	1, 363, 980
				標準財政規模	6, 822, 121	6, 719, 915	6, 636, 994	6, 594, 954	6, 730, 728
			連結	実質赤字比率(%)	_	_	_	_	_
				実質赤字比率(%) (黒字の比率(%))	(23. 14%)	<u> </u>	<u> </u>	— (19. 51%)	— (20. 26%)

- ・一般会計等:地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模:標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額:当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額:公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合:基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合:基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業:地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

- 〇 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を 行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 〇 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、 地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

					実質収支額		
		会 計 名	平成28年度	平成29年度		令和元年度	令和2年度
		一般会計	222, 015	210, 257	268, 270	312, 509	192, 0
		奨学金特別会計	3, 071	5, 116	5, 251	6, 294	8, 3
般	一般会計						
会	等に属す						
計等	る特別会						
 1	計						
	<u> </u>	合 計 (1)	225, 086	215, 373	273, 521	318, 803	200,
		□ □ □ \	2, 062, 463	2, 051, 031	2, 066, 018	2, 095, 493	2, 200, 2
	聿			_	_	_	
		:兵が「比中 (/0/ (黒字の比率 (%))	(10. 91%)	(10. 50%)	(13. 23%)	(15. 21%)	(9. 10%)
	会計名(公	営事業会計:除く公営企業)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年月
		国民健康保険特別会計 後期高齢者医療特別会計	132, 396	102, 647	47, 762	6, 125	11, 2 2, 7
			2, 238	2, 492	2, 967	2, 564	Ζ,
	会計等以						
から	特別会計 ち公営企						
連 業に	係る特別						
結 会計	以外の会						
実 計							
笛							
-							
美 計 質 赤							
字 比				j	【金不足・剰会	余額	
字 比 率	会	計名(公営企業会計)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
字 比 率 の	会	水道事業会計	平成28年度 140, 656			令和元年度 161, 561	176,
字 比率 の 算 記	会			平成29年度	平成30年度	令和元年度	176,
字 比率 の 算 記	会	水道事業会計		平成29年度	平成30年度	令和元年度 161, 561	176,
字 比率 の 算 記		水道事業会計		平成29年度	平成30年度	令和元年度 161, 561	176,
字 比率 の 算 記	宅地造成	水道事業会計		平成29年度	平成30年度	令和元年度 161, 561	176,
字比率の算定範法を	宅地造成	水道事業会計		平成29年度	平成30年度	令和元年度 161, 561	176,
字比率の算定範囲と法適用企	宅地造成 事業以外	水道事業会計		平成29年度	平成30年度	令和元年度 161, 561	176,
字比率の算定範囲と法適用企	宅地造成	水道事業会計		平成29年度	平成30年度	令和元年度 161, 561	176,
字比率の算定範囲と法適用企	宅地造成事業以外宅地造成	水道事業会計		平成29年度	平成30年度	令和元年度 161, 561	176,
字比率の算定範囲と法適用企	宅地造成事業以外宅地造成	水道事業会計 下水道事業会計	140, 656	平成29年度 148, 305 -	平成30年度 154, 376 -	令和元年度 161, 561	176,
字比率の算定節囲法適用企業	宅地造成事業以外宅地造成事業	水道事業会計 下水道事業会計	140, 656	平成29年度 148, 305 -	平成30年度 154, 376 -	令和元年度 161, 561	176,
字比率の算定範囲法適用企業法	宅地造成 事業 宅地進 宅地進 定 地	水道事業会計 下水道事業会計	140, 656	平成29年度 148, 305 -	平成30年度 154, 376 -	令和元年度 161, 561	176,
字比率の算定範囲 法適用企業 法非	宅地造成事業以外宅地造成事業	水道事業会計 下水道事業会計	140, 656	平成29年度 148, 305 -	平成30年度 154, 376 -	令和元年度 161, 561	176,
字比率の算定範囲とは事には、法・通用企業とは、法・通	宅地造成 事業 宅地進 宅地進 定 地	水道事業会計 下水道事業会計	140, 656	平成29年度 148, 305 -	平成30年度 154, 376 -	令和元年度 161, 561	176, 3
字比率の算定範囲とは事のでは、法非適用とは、対象を表現しています。	宅地造成 事業 宅地進 宅地進 定 地	水道事業会計 下水道事業会計	140, 656	平成29年度 148, 305 -	平成30年度 154, 376 -	令和元年度 161, 561	176, 3
字比率の算定範囲とは事には、法・通用企業とは、法・通	宅地造成 事業 宅地進 宅地進 定 地	水道事業会計 下水道事業会計	140, 656	平成29年度 148, 305 -	平成30年度 154, 376 -	令和元年度 161, 561	176, 3
字比率の算定範囲 法非適用企業 法非適用企	宅事 宅地業 宅地業 宅地業 宅地業 では外	水道事業会計 下水道事業会計	140, 656	平成29年度 148, 305 -	平成30年度 154, 376 -	令和元年度 161, 561	176,
字比率の算定範囲 法非適用企業 法非適用企	宅地造成 事業 宅地進 宅地進 定 地	水道事業会計 下水道事業会計	140, 656	平成29年度 148, 305 -	平成30年度 154, 376 -	令和元年度 161, 561	176, 3
字比率の算定範囲 法非適用企業 法非適用企	宅事 宅事 宅事 宅地	水道事業会計 下水道事業会計	140, 656	平成29年度 148, 305 -	平成30年度 154, 376 -	令和元年度 161, 561	176,
字比率の算定範囲 法非適用企業 法非適用企	宅事 宅事 宅事 宅事 宅事	公共下水道事業会計	140, 656	平成29年度 148, 305 ————————————————————————————————————	平成30年度 154, 376 ————————————————————————————————————	令和元年度 161, 561 59, 689	176, 3
字比率の算定範囲 法非適用企業 法非適用企	宅事 宅事 宅事 宅事 宅事	水道事業会計 下水道事業会計 公共下水道事業特別会計 合 計 (2)	140, 656	平成29年度 148, 305 	平成30年度 154, 376	令和元年度 161, 561 59, 689	176, 3
字比率の算定範囲 法非適用企業 法非適用企	宅事 宅事 宅事 宅事 宅事	水道事業会計 下水道事業会計 公共下水道事業特別会計 公共下水道事業特別会計 合計(2) 標準財政規模	140, 656	平成29年度 148, 305 ————————————————————————————————————	平成30年度 154, 376 ————————————————————————————————————	令和元年度 161, 561 59, 689	176, 3
字比率の算定範囲 法非適用企業 法非適用企	宅事 宅事 宅事 宅事 电	水道事業会計 下水道事業会計 公共下水道事業特別会計 合 計 (2)	140, 656	平成29年度 148, 305 	平成30年度 154, 376	令和元年度 161, 561 59, 689	令和2年度 176.3 98.0 488.7 2,200.2 ——————————————————————————————————

- ・一般会計等:地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模:標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額:当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額:公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合:基本的に流動負債の額から流動資産の 額を控除した額、法非適用企業の場合:基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業:地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を 行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、 地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

_								(単位:千円
			<u> </u>	≖ +00 ← +	77 - 1 00 /- rh	実質収支額		∆ ≠ 0 ←
		1	会 計 名 一般会計	平成28年度 243,678	平成29年度 105,929	平成30年度 284, 952	令和元年度 338,627	令和2年度 387, 27
			型	2, 167	2, 610	795	733	1, 93
			住宅新築資金等特別会計	2, 167	424	795 595	847	1, 9
	én.		<u> </u>	209	424	595	047	۱, ۵
	般会	一般会計 等に属す						
	計	寺に属り る特別会						
	等	計						
	1.4	P1						
				_				
	-		 合 計 (1)	246, 054	100,000	286, 342	240, 007	200 5
	-		合 <u>計(1)</u> 標準財政規模		108, 963	3, 111, 739	340, 207 3, 011, 208	390, 5
		-		3, 234, 316	3, 188, 495	3, 111, 739	3, 011, 208	3, 113, 4
			!質赤字比率(%) 			_	_	<u> </u>
		1	(黒字の比率(%))	(7. 60%)	(3. 41%)	(9. 20%)	(11. 29%)	(12. 54%)
		会計名(公	営事業会計:除く公営企業)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
			国民健康保険特別会計	103, 000	78, 223	12, 994	31, 050	41, 7
			後期高齢者医療特別会計	3, 764	5, 178	4, 700	3, 615	3, 9
	isr	会計等以	EXAMPLE ELEMENT TO THE ELEMENT OF TH	3, 731	0, 170	1, 700	0, 010	0, 0
		特別会計						
	のう	ち公営企						
連		係る特別						
結	会計	以外の会						
実質	計							
質								
赤								
字比					*	金不足・剰気	全類	
率		会	計名(公営企業会計)	平成28年度			令和元年度	令和2年度
の				1 1114 1 115	1 1112	1 100	1-111111	1-11-1
算								
定	法	古业生产						
定範囲	法適用	宅地造成 事業以外						
<u> #</u>	用	学未以71						
	企							
	業							
		宅地造成						
		事業						
			農業集落排水事業特別会計	698	749	1, 428	444	į
]	簡易水道事業特別会計	1, 191	1, 036	1, 217	1, 473	1, '
	法	宅地造成						
	非	事業以外						
	適							
	用							
	企							
	業		工業等用地造成事業特別会計	_	_	110	4, 708	10, 1
		宅地造成						
		事業						
			合 計 (2)	354, 707	194, 149	306, 791	381, 497	448,
	-	•	<u>□ □ □ </u>	3, 234, 316	3, 188, 495	3, 111, 739	3, 011, 208	3, 113, 4
		\± ^4		১, Հ১4, ১10	5, 100, 495	J, III, /J9	3, 011, 208	J, 11J, ²
			実質赤字比率(%)	(10. 96%)	(6. 08%)	(9. 85%)	(12. 66%)	(14. 41%)

- ・一般会計等:地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模:標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額: 当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額:公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合:基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合:基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業:地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を 行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、 地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

							実質収支額		(単位:千円)
				会 計 名	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
				一般会計	1, 484, 090	1, 457, 036	1, 161, 570	808, 106	681, 582
実				住宅新築資金等貸付事業特別会計	▲ 232, 377	▲ 210, 492	▲ 185, 996	▲ 154, 555	▲ 149, 963
質赤		 		奨学金貸付事業特別会計	201	1, 179	1, 707	2, 235	2, 420
字		般	一般会計	椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計	50	50	50	50	50
字比率		会	等に属す	霊園事業特別会計	53	252	255	135	2
率		計	る特別会						
の		等	計						
算字									
算定範				合 計 (1)	1, 252, 017	1, 248, 025	977, 586	655, 971	534, 091
囲				<u>□引(</u>	5, 854, 748	5, 775, 918	5, 675, 369	5, 665, 996	5, 799, 451
			中		<u>J, 654, 746</u>	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	<u>J, 799, 451</u>
				·貝亦宁��平 (70) (黒字の比率(%))	(21. 38%)	(21. 60%)	(17. 22%)	(11. 57%)	(9. 20%)
		<u> </u>	会計名(公	営事業会計:除く公営企業)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
		1		国民健康保険特別会計 後期高齢者医療特別会計	▲ 121, 988 10, 253	108, 867 9, 646	186, 524 12, 570	72, 016 12, 546	72, 368
		4.0	A =1 44		10, 253	9, 646	12, 570	12, 546	11, 427
		一般	会計等以 特別会計						
		クトル	ち公営企						
	連	業に	係る特別						
	結	会計	以外の会						
	実質	計							
	負赤								
	字								
П	比						【金不足・剰余		
	率		会	計名(公営企業会計)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	\sim		1						
	の質			水道事業会計	424, 937	210, 452	229, 491	350, 440	459, 924
	算								
資	算定範	法	宅地造成	水道事業会計	424, 937	210, 452	229, 491	350, 440	459, 924
資金不		法適用		水道事業会計	424, 937	210, 452	229, 491	350, 440	459, 924
資金不足	算定範	用	宅地造成	水道事業会計	424, 937	210, 452	229, 491	350, 440	459, 924
資金不足比	算定範	法適用企業	宅地造成	水道事業会計	424, 937	210, 452	229, 491	350, 440	459, 924
資金不足比率(算定範	用企	宅地造成事業以外宅地造成	水道事業会計	424, 937	210, 452	229, 491	350, 440	459, 924
資金不足比率の質	算定範	用企	宅地造成事業以外	水道事業会計	424, 937	210, 452	229, 491	350, 440	459, 924
資金不足比率の算定	算定範	用企	宅地造成事業以外宅地造成	水道事業会計	424, 937	210, 452	229, 491	350, 440	459, 924
資金不足比率の算定範	算定範	用企	宅地造成事業以外宅地造成	水道事業会計	424, 937	210, 452	229, 491	350, 440	459, 924
資金不足比率の算定範囲	算定範	用企業	宅地造成事業以外宅地造成事業	水道事業会計	424, 937	210, 452	229, 491	350, 440	459, 924
	算定範	用企業法	宅地造成字 电地 造成字 東	水道事業会計	424, 937	210, 452	229, 491	350, 440	459, 924
	算定範	用企業 法非	宅地造成事業以外宅地造成事業	水道事業会計	424, 937	210, 452	229, 491	350, 440	459, 924
	算定範	用企業 法非適	宅地造成字 电地 造成字 東	水道事業会計	424, 937	210, 452	229, 491	350, 440	459, 924
資金不足比率の算定範囲(会計別)	算定範	用企業 法非適用企	宅地造成字 电地 造成字 東	水道事業会計	424, 937	210, 452	229, 491	350, 440	459, 924
	算定範	用企業 法非適用	宅地造成字 电地 造成字 東	水道事業会計	424, 937	210, 452	229, 491	350, 440	459, 924
	算定範	用企業 法非適用企	宅地造成字 电地 造成字 東	水道事業会計	424, 937	210, 452	229, 491	350, 440	459, 924
	算定範	用企業 法非適用企	宅事 宅地 造成外 定地 造成外 成本	水道事業会計	424, 937	210, 452	229, 491	350, 440	459, 924
	算定範	用企業 法非適用企	宅事 宅事 宅事 宅事 宅地	水道事業会計	424, 937	210, 452	229, 491	350, 440	459, 924
	算定範	用企業 法非適用企	宅事 宅事 宅事 宅事 宅事	水道事業会計 下水道事業会計	424, 937 253, 519	210, 452 327, 461	229, 491 450, 152	350, 440 553, 934	459, 924 651, 189
	算定範	用企業 法非適用企	宅事 宅事 宅事 宅事 宅事	水道事業会計 下水道事業会計	424, 937 253, 519	210, 452 327, 461	229, 491 450, 152	350, 440 553, 934	459, 924 651, 189
	算定範	用企業 法非適用企	宅事 宅事 宅事 宅事 宅事	水道事業会計 下水道事業会計	424, 937 253, 519	210, 452 327, 461	229, 491 450, 152	350, 440 553, 934	459, 924 651, 189
	算定範	用企業 法非適用企	宅事 宅事 宅事 宅事 电	水道事業会計 下水道事業会計	424, 937 253, 519	210, 452 327, 461	229, 491 450, 152	350, 440 553, 934	459, 924 651, 189

- ・一般会計等:地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模:標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額:当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額:公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合:基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合:基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業:地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)